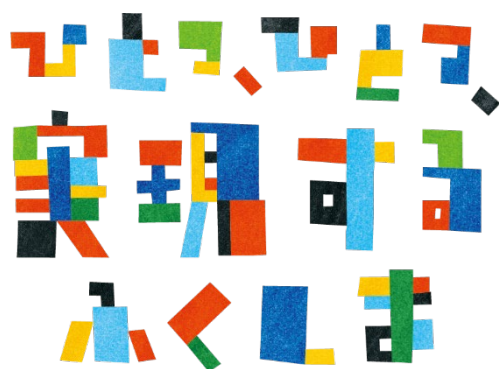


ふくしまの復興・創生に向けた  
提案・要望



令和4年6月10日

福島県



東日本大震災と原子力災害から11年余りが経過しました。葛尾村、大熊町、双葉町の特定復興再生拠点区域において避難指示解除に向けた準備が進められるなど、避難地域の復興は、新たな段階に向けた大きな一歩を踏み出しています。また、昨年度の県産品の輸出額が過去最高を更新したほか、全国新酒鑑評会において本県の日本酒が金賞受賞数9回連続日本一を達成し、10月にはJR只見線の全線運転再開が予定されているなど、福島復興は着実に前進しております。

一方で、今もなお3万人を超える県民が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題など、いまだ多くの困難な課題を抱えており、復興のステージが進むにつれて新たに顕在化する課題にも、的確に対応していかなければなりません。

さらには、長引く新型コロナウイルス感染症への対応に加え、今年3月に発生した福島県沖を震源とする地震など、度重なる自然災害による甚大な被害への対応を余儀なくされており、これらに迅速に対応しつつ、震災からの復興・再生が遅れることのないよう、確実に取り組んでいく必要があります。

このような中、先月、福島復興再生特別措置法が改正され、福島国際研究教育機構の設立等が新たに定められました。機構を一日も早く具現化し、福島イノベーション・コースト構想の司令塔として、浜通り地域等はもとより、県全体の復興を力強く推進する拠点となることが期待されております。

来年度は、第2期復興・創生期間の折り返し地点を迎えます。今年4月にスタートした当県の新しい総合計画や、福島復興再生計画に掲げた取組等を一つ一つ実現させながら、福島の復興・創生を更に加速していかなければなりません。

国におかれましては、県や市町村の声に真摯に耳を傾け、最後まで責任を持って対応するとの決意の下、福島の復興・創生に総力を挙げて取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和4年6月10日

福島県知事 内堀雅雄



# 目 次

## <最重点要望項目>

### <全般的事項>

- I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応 . . . . . 1
- II 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応 . . . . . 3
- III 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化 . . . . . 4

### <個別事項>

- IV 避難地域・浜通りの復興・再生 . . . . . 11
- V 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出  
. . . . . 24
- VI 原子力発電所事故への対応 . . . . . 36
- VII 風評払拭・風化防止対策の強化 . . . . . 45
- VIII 県民の健康と安全・安心を守る取組 . . . . . 50
- IX 産業再生、インフラ整備 . . . . . 57
- X 地方創生の推進、デジタル社会の実現、  
大規模自然災害への対策 . . . . . 66

＜重点要望項目＞

I	全般的事項	69
II	避難解除等区域等	89
III	生活環境	90
IV	保健・医療・福祉	101
V	商工労働・観光交流	115
VI	農林水産業	120
VII	県土整備	139
VIII	教育	158

## <全般的事項>

### I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについては、政府によって、昨年 4 月に基本方針が決定し、1 2 月に行動計画が策定されたところである。

現在、これらに基づき情報発信等の取組が進められているが、いまだ農林水産業を始めとする県内外の関係団体や自治体等から、新たな風評が生じることへの懸念や海洋放出に反対等の様々な意見が示されるなど、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況である。

この問題は、福島県だけではなく日本全体の問題であることから、国が前面に立って、これまで風評払拭に向け懸命に積み重ねてきた県民の努力が水泡に帰すことのないよう、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって以下の措置を講じること。

#### (1) 関係者に対する説明と理解

処理水の処分に關する基本方針等について、農林水産業や観光業の事業者を始め、県内外の自治体等の関係者に対し、丁寧な説明を行うとともに、関係者の声をしっかりと受け止め、理解が深まるよう取り組むこと。

#### (2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理について、処理過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、処理水の元となる汚染水の発生量については、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、廃炉の進捗状況を踏まえ、様々な知見や手法を活用し、更なる抑制に向けて取り組むこと。

### (3) 正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果はもとより、国による基本方針決定のプロセスなど、当県の状況が正しく理解されるよう、正確な情報が広く国内外に伝わるための分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

また、国内外の関係者等から処理水の取扱いに関する説明を求められた場合には、国として直接対応し理解促進を図ること。

### (4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、処理水に伴う風評が強く懸念される水産業については、新規就業者への支援制度の充実や大規模消費地市場への販路確保の支援など、更なる対策強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

### (5) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

また、東京電力が実施しているトリチウム分離技術の公募について、国内外に広く周知するとともに、現在の進捗状況や今後のスケジュールを明確に示し、県民や国民に分かりやすく発信するよう東京電力を指導すること。



## Ⅱ 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応

【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、  
経済産業省、国土交通省】

オミクロン株による感染拡大や急速に進むB A. 2系統への置き換わりなど、いまだ猛威を振るい続けている新型コロナウイルス感染症への対策と並行し、復興・再生を遅滞なく進めるため、原子力災害を始め度重なる災害による多岐にわたる課題に対して、県内全域で継続して懸命な努力を積み重ねている状況である。

こうした中、県民の安全・安心のための安定的な保健・医療提供体制の確保に向けて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政支援を継続するとともに、広域調整の対象となった入院患者の退院に伴う帰宅経費、医療機関が院内感染により外来診療を休止・縮小した場合の診療再開時に係る経費、医療機関にとって負担が大きい入院・転院・療養対応における経費及び自宅療養中の同居家族への感染を防ぐための宿泊支援に係る経費等を同交付金の対象に拡充すること。

また、ワクチンの3回目接種や小児接種等の円滑な実施については、必要性・有効性・安全性等の情報を国として継続的に発信するとともに、今後の新興感染症等対応を見据え、通常医療を行う現場においても感染症対策を講じる必要があることから、令和3年度まで実施していた感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業を継続し、感染拡大防止に向けた体制構築を支援すること。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響は、県内の幅広い業種の事業者に及んでいることから、事業継続を支援するため、借入金の返済猶予など国から金融機関への柔軟な対応の要請や資金繰り支援、雇用調整助成金の特例措置の延長等を行うこと。

あわせて、経営困難となっている事業者の再建のため、当県が行う専門家集団による高度な経営改善策の提示やその実効性確保のための伴走支援について、手厚い支援を幅広く行えるよう十分な予算を確保すること。

加えて、県内消費を回復させるため、事業者の実情に配慮した需要喚起策の実施など、十分な経済支援を講じること。

### Ⅲ 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

#### 1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネルギー社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、各地域によって復興の進捗が大きく異なるなど、当県特有の深刻化・複雑化する課題や今後新たに顕在化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かに対応し、福島12市町村の将来像提言や今年度が計画期間の初年度となる福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

ついでには、第2期復興・創生期間以降においても、当県の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

また、いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島の復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

あわせて、当県は、東日本大震災以降も度重なる災害に見舞われており、現在も今年3月に発生した福島県沖を震源とする地震を始め災害からの復旧・復興に懸命に取り組んでいる最中であることから、復興・創生が遅滞することがないように、引き続き人的・財政的な十分な支援を行うこと。

## 2 福島国際研究教育機構の具現化

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、  
国土交通省、環境省】

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、福島イノベーション・コースト構想の中核となる世界に冠たる新たな拠点として、地元からの期待が非常に高く、福島の復興を進めていく上で、県民の夢や希望につながる、欠かすことのできない重要なものである。現在、当県は、福島イノベーション・コースト構想の効果が最大化する立地候補地等について、今年8月末を期限に国に提案すべく選定作業を進めているところであるが、国の最終決定に当たっては、県の意見を最大限尊重すること。

こうした中、令和5年度は、機構が事業を開始し、各分野の研究開発、機構施設の整備や国、県、市町村が行う周辺環境の整備など、機構に係る各種事業が本格化する極めて重要な年であり、事業の実施に必要な予算を十分に確保するとともに、立地地域及び周辺市町村における機運醸成を図り、機構が行う事業に対する期待感を高める取組を進めること。

また、機構が福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる司令塔機能を十分に果たし、「福島の創造的復興の中核拠点」として、地域と連携し、世界最先端の研究開発や新産業の創出、人材育成等の機能を発揮するとともに、その役割や成果を国内外に発信しながら、立地地域のみならず浜通り地域等全体の一体的、総合的な復興に資する拠点となるよう、新産業創出等研究開発基本計画、中期目標、中期計画等の策定はもとより、機構の施設や周辺環境の整備計画も含めた機構に関する事業全体の今後の年次ごとの具体的なロードマップを示しながら、機構設立後速やかに事業に着手し、福島国際研究教育機構基本構想の早期の具現化を図り、復興庁のリーダーシップの下、関係省庁が連携して以下の事項について実現すること。

## (1) 機構の役割について

これまで既存の施設で行ってきた研究の延長や既存施設の寄せ集めに止まることなく、創造的復興を牽引する目玉となるような研究内容を打ち出し、実施に取り組むとともに、福島の中長期的な課題の解決など地元貢献する研究開発を行うこと。

また、最先端の施設・設備の導入や十分な研究費の確保を始め国際水準の研究環境の整備やデジタルトランスフォーメーションに対応した体制の構築等を図り、若手や女性の積極的登用も含め、各分野において研究者への吸引力ある国際的に卓越したトップクラスの研究人材の確保や国際的な研究機関、企業等との連携・誘致を進めるとともに、県内の大学、研究機関、企業等と連携した研究開発にも積極的に取り組むこと。なお、研究開発に当たっては、福島ロボットテストフィールド等の県内の実証フィールド、施設・設備等を最大限活用すること。

さらに、産学連携体制の構築や大胆な規制緩和の推進による参画促進等を図るとともに、機構発ベンチャー企業等の創出・育成、県内企業や自治体、ふくしま医療機器開発支援センターなど県内研究施設等との連携による研究成果の産業化を進めるなど、地域の雇用創出や県の産業競争力を底上げする幅広い産業振興の取組を展開すること。

加えて、復興庁及び文部科学省を中心に県を始め県内関係機関等も含めて、大学・大学院の設置等将来の拡充も視野に入れた機構の行う人材育成の具体的な内容、大学等関係機関との連携の在り方や役割分担などを検討する会議等を立ち上げ、早急にその検討を進め、国内外の大学、研究機関等とも協働した世界で活躍できる国際的な研究者の育成や地元の小中学校・高校を始めとする県内の教育機関等と連携した復興をリードする地域人材の育成等に取り組むこと。

## (2) 機構の体制について

世界的に高く評価される研究実績や高度なマネジメント能力を有するほか、福島に深く寄り添い、復興への優れた識見を有する理事長の人選を進めるとともに、各省庁の縦割りを超え、既存施設に横串を刺しながら、多分野の研究開発等、機構が取り組む多岐に渡る事業の一体性の確保を図るため、機構の理事長のリーダーシップが最大限発揮できる体制を構築するほか、理事長との緊密な連携の下、復興庁が司令塔として、共管省庁との調整機能を十分に発揮すること。

また、機構が福島イノベーション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるよう、十分な予算や人員体制を長期的、安定的に確保するとともに、地域の声を踏まえた組織運営を図ること。

## (3) 機構の施設の整備等について

機構の施設の整備計画を早期に示した上、県や市町村のまちづくりと緊密に連携しながら、機構の施設の円滑かつ着実な整備を図るとともに、建設に当たっては、地域に開かれ、定着し、親しまれる存在となるよう配慮すること。

また、機構を中核として、多言語にも対応した、海外の研究者が安心して研究、生活できる住宅等環境、コンベンション施設での学会開催など研究者や企業等の活発な研究や交流活動を促進・支援する環境、デジタルトランスフォーメーションの実現に必要な最先端の情報通信環境、基幹的な広域交通インフラなど国内外研究者の迅速なアクセスを可能とする交通環境その他の周辺環境を整備し、定住人口や関係人口の増加を促進しながら、国際研究産業都市の形成を図るため、国や県、市町村その他事業者がそれぞれ行う周辺環境の整備が総合的に進められるよう国が前面に立ち責任を持って取り組むとともに、周辺環境の整備に必要な予算を十分に確保し、県や市町村その他事業者の取組を全面的に支援すること。

## (4) 機構の運営及び整備等に関する財源の確保について

機構の安定的な運営、機構の施設や周辺環境の整備に当たっては、その他復興・再生に向けた事業等との連携も図りつつ、復旧・復興事業全体に係る事業規模及び財源（財源フレーム）に関し、「令和3年度以降の復興の取組について」及び「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、必要に応じて見直しを行うとされていることも踏まえ、既存の事業執行に支障のないよう必要な財源を別枠で確実に確保すること。

### 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

#### (1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和5年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

#### (2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

#### (3) 被災者支援総合交付金の予算確保等

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援等の様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金については、被災者に寄り添った柔軟な運用を行うとともに、長期かつ十分な予算を確保すること。

#### (4) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

新型コロナウイルス感染症対策、令和元年東日本台風や福島県沖地震等の自然災害からの早期復旧など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、地方一般財源総額については、令和4年度から令和6年度までの間、令和3年度と同水準を確保するとされた「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」に基づき確実に確保し充実させること。

#### 4 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。



## <個別事項>

### IV 避難地域・浜通りの復興・再生

#### 5 避難地域の復興実現

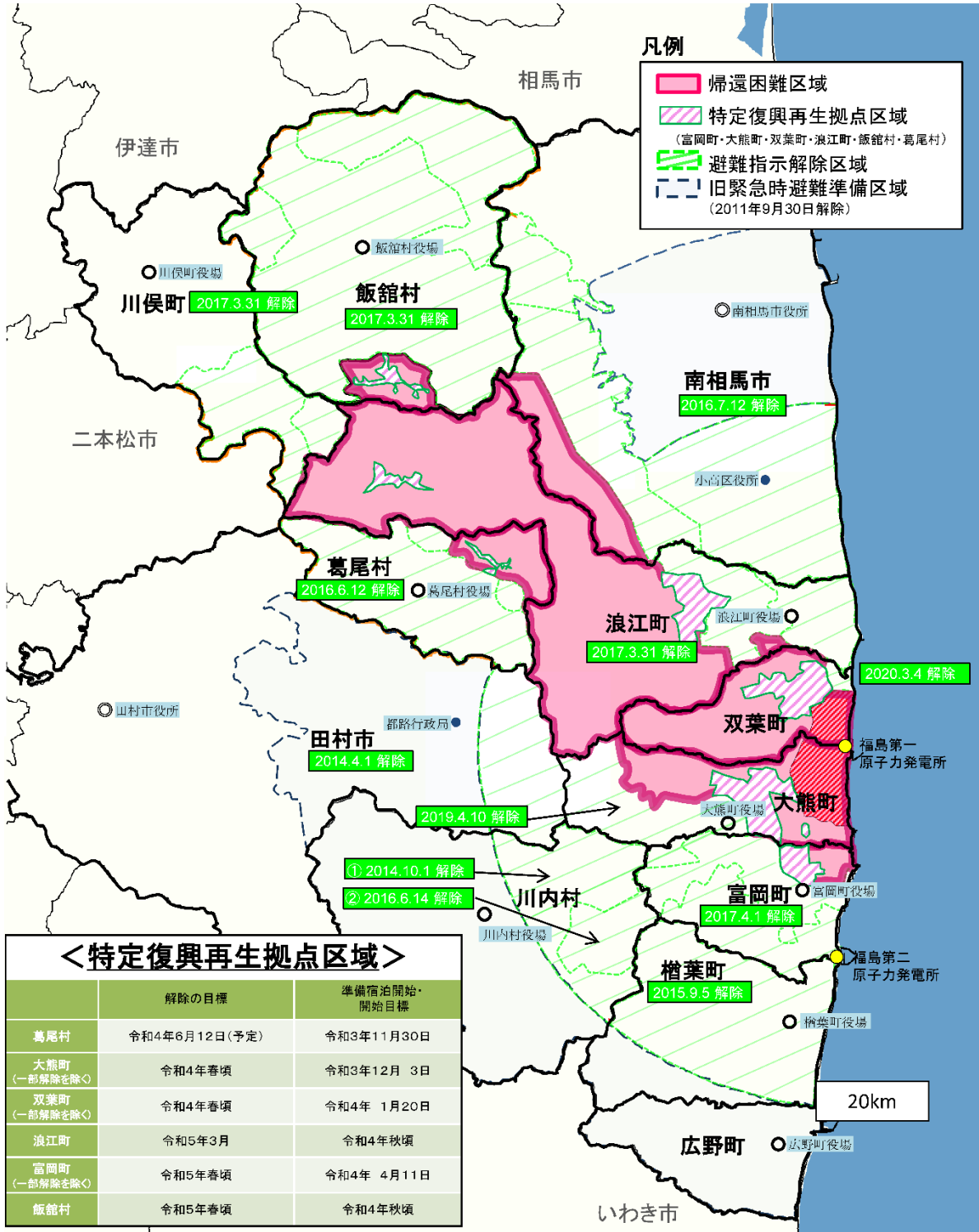
【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

復興の進捗は自治体ごとに異なっており、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、国と県で共同開催した「福島12市町村の復興・再生に関する懇談会」で示された意見を、国の施策や予算に反映し、12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取組をしっかりと支援すること。

# 避難指示区域の概念図



## 6 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

特定復興再生拠点区域について、国の認定を受けた「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、計画期間内の避難指示解除を確実にを行うとともに、計画内容の実現に向けて責任を持って取り組むこと。

また、同区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

さらに、特定復興再生拠点区域外について、令和3年8月に示された政府方針に基づき、住民の意向確認や除染の手法・範囲等の具体化を図るとともに、帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いや避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

## 7 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

### (1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、原子力災害被災地域創業等支援事業及び浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等において、事業者の帰還や新たな事業者の呼び込みを促進するため、地域の実情を踏まえた支援策の強化・拡充を行うこと。

### (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和5年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

## 8 避難地域の営農再開に向けた支援

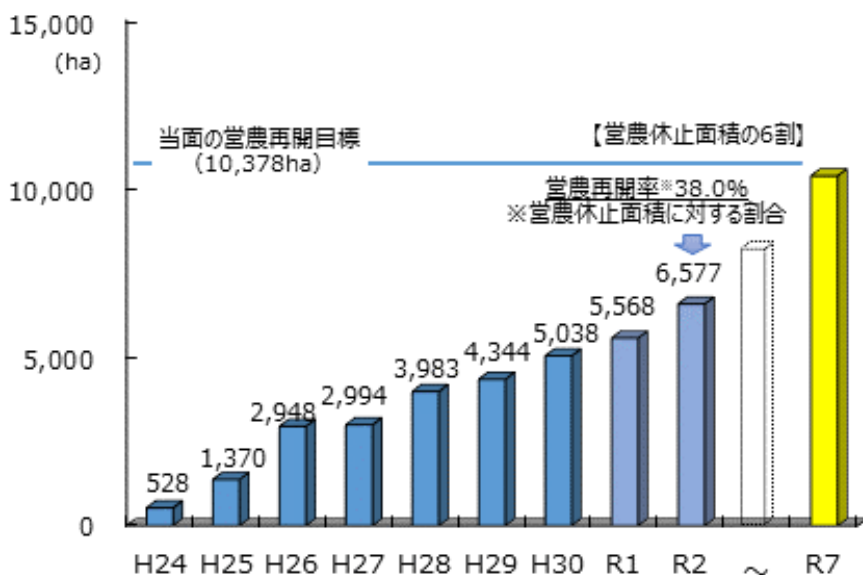
【復興庁、農林水産省】

東日本大震災から11年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の農地で保全管理を開始した段階にあるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、令和5年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、引き続き、避難地域で農産物の生産や加工等の核となる事業者の誘致に取り組むとともに、十分な予算を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

避難地域の営農再開目標



## 9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

### (1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

避難地域1・2市町村におけるイノシシ等の鳥獣被害を防止するため、福島生活環境整備・帰還再生加速事業について、県や市町村が円滑に対策を実施できるよう、現場の状況を踏まえた運用や必要な予算の確保を行うとともに、県内全域の課題解決に向け、地域の実情に応じた十分な支援を行うこと。

また、帰還困難区域においては、生息状況調査を踏まえ、国における捕獲目標を明確化した上で、最大限の捕獲に取り組むこと。

特に、避難指示の解除が予定されている特定復興再生拠点区域の一部においては、帰還や移住した住民の生活等に支障を来すことのないよう対策を実施すること。

### (2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を確保するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金については、農作物の栽培期間に適切な対策が実施できるよう柔軟な運用を行うこと。

また、集落ぐるみの総合的な対策や近隣市町村と連携した広域的な対策をコーディネートできる専門的な知識を有する人材の確保や育成に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

## 10 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、双葉町を除き少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、第2期復興・創生期間以降も国において以下の措置を行うこと。

### (1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

避難地域で再開・開設した医療機関の約7割が人件費・運営費の支援を受けて稼働するなど厳しい状況の中で診察を継続しているが、経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難な状況である。また、今後、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

こうした中、避難地域においては、生活に必要な医療機関が不十分であることから、いわき市や南相馬市など浜通り一帯を生活圏にする傾向が一層強まり、避難地域を支える近隣地域の医療機関では、避難地域からの専門医療の患者に加え、夜間初期救急の患者についても受け入れを行っている。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、近隣地域の医療機能の強化や運営に係る支援を含め、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

## (2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な人材等の支援を実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

こうした中、医師確保事業等を始めとした県内全域で実施する人材確保・地域定着策について、これまでと同規模かつ複合的に実施し、避難地域及び近隣地域へ人材を提供していく必要がある。

については、避難地域の医療提供体制を安定的なものとするため、当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な予算を十分に確保すること。



## 11 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

### (1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から11年が経過した今もなお、大熊町・双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

さらに、特定復興再生拠点区域の避難指示解除等により、今後通学区の広域化等も想定される。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

① 子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、引き続き予算を確保すること。

② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

③ 令和6年度に双葉地区での学校再開を予定している県立富岡支援学校について、現在、いわき市で教育活動を続けているサテライト校への支援を継続するとともに、双葉地区への帰還のため、原子力発電所事故により新築せざるを得ない学校整備及び旧校舎の解体等の環境整備に当たっては、旧校舎の産業廃棄物処理費、新校舎への移転に伴う備品整備及び搬入等に関する費用を始め、被災地域の実情に応じて必要な支援を行うこと。

## (2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

## (3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

## (4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

## (5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

## 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

### (1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通り・会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ途上であり、事業着手後間もない箇所が存在するなど、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

### (2) 第2期復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域12市町村内の道路の整備については、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降における必要な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講じること。

### (3) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

#### (4) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野 I C～ならば S I C間」、「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間」及び「相馬 I C～新地 I C間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

### 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

#### 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、昨年4月に認定された福島復興再生計画にも位置付けられているところである。

構想のとりまとめから8年が経過し、令和2年3月に福島ロボットテストフィールドが全面開所したほか、東日本大震災・原子力災害伝承館が同年9月に開館するなど、今後、これまで整備した拠点を核とし、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組んでいく必要がある。

このため、国と共に策定した復興・創生期間後の産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

##### (1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

###### ① 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、整備中の大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の更なる参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取り組むとするとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の効果的な運用や、地元企業の技術力向上及び受注体制強化への支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（RTF）の運営等

ア RTFの運営支援

RTFの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

イ RTFの利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による空飛ぶクルマなどの次世代モビリティに関連する研究開発事業の実施にあたり、RTFを最大限活用すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。特に、令和5年以降もロボット関連イベント等をRTFで継続開催するとともに、i-Constructionやロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、RTFを積極的かつ継続的に利用すること。

さらに、RTFを活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

加えて、RTFの防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にRTFを利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、RTFを有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

#### ウ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

各種ロボットに関する認証制度等の構築を進めるとともに、構築にあたって必要な試験等をR T Fで行うこと。

特に、R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成を進めているところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、制度への位置付け、必要な機能強化を検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、R T Fにおける水素ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を講じること。

#### ④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の集積を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた動きを加速し、経済と環境の好循環から東日本大震災の復興につなげていくため、県内企業によるネットワーク構築から新規参入、研究開発、事業化及び販路拡大までの一体的な支援に必要な予算を確保すること。

#### ⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

#### ⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

また、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。



⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等への更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティなど、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応しつつ、引き続き、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、マッチング支援、クラスター体制や新たな企業間連携の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の拡充

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など本構想の重点分野において、地元企業等と県内企業等との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和5年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

また、福島県浜通り地域等をスタートアップ創出の先進地とするため、未利用地等を活用した実証フィールドの整備、地域復興実用化開発等促進事業の制度改正及び予算拡充、他のスタートアップ支援施策との連携など、同地域にスタートアップ企業を呼び込む施策の充実を図ること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

### (3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

### (4) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を確保すること。

さらに、来年4月の設立に向けて検討が進められている福島国際研究教育機構については、地元の小中学校・高校等と連携して連続的な人材育成を行うこと。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した浜通り地域等における教育研究活動について、引き続き、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村、企業等との連携や今後の特定復興再生拠点区域の避難指示解除等に伴う新たな活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

## (5) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けの電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるJヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションに必要な予算の確保や進行管理に取り組むこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域におけるツアーコーディネートの体制構築や国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

## (6) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

令和2年9月に双葉町において開館した東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、昨年開所した富岡町や浪江町の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設であり、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

## (7) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

# 福島イノベーション・コースト構想



廃炉関連施設(JAEA) ⑤大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)  
⑥廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)  
⑦楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町) (2016年4月本格運用開始)



## 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、県内全域における再生可能エネルギーの更なる導入拡大、水素の社会実装の取組について、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

### (1) 再エネ社会構築に向けた取組への支援

再生可能エネルギー主力電源化に向けて系統接続の制約が喫緊の課題であり、系統ひっ迫の要因となっている長期未稼働案件については、適切に系統枠を開放する仕組みが必要であることから、国の固定価格買取制度の認定失効の制度運用と連動して、一般送配電事業者においても系統接続枠を解放する仕組みづくりを支援するとともに、既存系統の最大限有効活用に向けた取組を強化すること。

また、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈地域における風力発電の導入に向けた送電網整備など、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等を最大限に導入できるよう必要な予算を引き続き確保すること。

さらに、県内企業のネットワーク構築から、新規参入、人材育成・研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的な支援など再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた取組に必要な予算を確保すること。

加えて、当県のカーボンニュートラルの実現に向けて、系統負荷が少ない地産地消型エネルギーシステム構築等に取り組むための必要な予算を引き続き確保すること。

## **(2) 水素社会実現に向けた取組への支援**

福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）を活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出のため、NEDOが開発を進めている高効率で低コスト、かつ再生可能エネルギーを最大限活用する、水素製造システムに必要な予算を確保すること。

また、水素モビリティの普及拡大、水素ステーションの整備促進を始め、水素社会実証地域モデル形成等の実現のために必要な予算を確保すること。

## **(3) 産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携**

平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援や、研究開発機能強化に向けた取組に対して、引き続き必要な予算を確保すること。

## 16 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

福島イノベーション・コースト構想の重点分野にも位置付けられる医療関連産業の育成・集積を進めるためには、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センターや医薬品の研究開発を促進する医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターといった拠点の機能を最大限活用し、新しい技術や製品の活用による浜通り地域等の課題解決や当県医療関連産業の振興を推進する必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

### (1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和5年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

さらに、福島国際研究教育機構における研究成果の産業化に当たっては、同センターとの連携を図ること。

### (2) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、感染症やアレルギー等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業等の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開するための令和5年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。



## 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地するなど関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による航空機産業への甚大な影響は長期に及ぶことが懸念されることから、当県産業の復興・再生が遅滞しないよう、取組の継続・更なる深化のために必要な支援を行うこと。

また、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティなど、航空宇宙関連産業を取り巻く環境は大きな変化の時を迎えており、こうした動きを的確に把握し、将来を見据えた新たな取組を行うことが重要である。

については、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応し、中核企業を核とした関連企業クラスターの形成や競争力強化を図るため、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマなどの実証や関連企業の誘致、県内企業とのマッチング支援、新たな企業間連携の構築を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

## VI 原子力発電所事故への対応

### 18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、  
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

今年計画されている1号機における原子炉格納容器の内部調査や2号機における燃料デブリの試験的取り出しを始め、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

#### (1) 廃炉に向けた取組

① 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督すること。

② 設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って設備等の保守管理の在り方を見直すとともに、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

あわせて、頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上に取り組むとともに、外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

- ③ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。  
また、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。
- ④ 廃炉・汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるが、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに対して、多くの県民等が不安を感じていることから、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を指導・監督すること。  
特に、核物質防護については、柏崎刈羽原発における事案によって原子力規制委員会から是正措置命令がされるなど、極めて重要な問題が生じたことから、県民に更なる不安を与えることのないよう、県内原子力発電所の対策に万全を期すとともに、核物質防護に携わる全ての職員が認識を共有するための対策を徹底するよう、東京電力を強く指導・監督すること。
- ⑤ 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ⑥ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。

- ⑦ 福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

## (2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

## (3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。

- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。
  
- ⑤ ALPS 処理水の処分に伴う環境モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性が確保された体制を構築し、トリチウムを始めとする放射性物質を幅広くモニタリングの上、科学的・客観的な結果を国内外へ分かりやすく発信するとともに、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

## 19 除染等の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了するなど、環境回復の取組が進捗してきた中で、除染等に関する以下の課題について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

### (1) 仮置場の原状回復等の確実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における農地の地力回復等も含めた原状回復、森林の放射線量低減のための取組等について、安全かつ確実に実施するよう、必要な措置を講じること。

### (2) 搬出できない現場保管除去土壌等への対応

埋設場所の上に設置した工作物の撤去がままならない等のため搬出できない現場保管除去土壌等について、工作物の撤去等を進めるための支援制度を設けるなど、早期に搬出を完了させるための対策を講じること。

### (3) 帰還困難区域の除染等

特定復興再生拠点区域の除染等については、地元自治体の実情に配慮しながら、フォローアップ除染を確実に実施すること。

また、今後実施する拠点区域外の除染等については、住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、安心して生活できるよう十分な除染を行うとともに、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、できるだけ早く方針を示すこと。

さらに、インフラ工事を計画している場所については、高線量のため再利用等ができない土砂の発生により、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事前に除染する等の必要な措置を講じること。

## 20 中間貯蔵施設事業の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入という苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務である。

原子力発電所事故以降の長期に及ぶ避難指示、環境回復を始めとする復興への様々な取組等、これまで当県が歩んできた困難な道のりを十分に踏まえ、中間貯蔵施設事業について、以下の措置を講じること。

### (1) 全国民的な理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分に向けて、全国民的な理解醸成活動を更に推進すること。

また、理解醸成に当たっては、県外最終処分のイメージなど、分かりやすい情報を提供するとともに、達成度を測り効果を検証しながら改善を重ね、その取組を充実させること。

### (2) 県外最終処分に向けた取組の加速化

2045年までの県外最終処分に向けて、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示し、県民及び国民の目に見える形で取組を進めること。

### (3) 除去土壌等の輸送及び中間貯蔵施設運営の安全・確実な実施

今後発生する特定復興再生拠点区域外のものを含め、全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すこと。

また、中間貯蔵施設の現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行うとともに、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

## 21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

### (1) 特定廃棄物の埋立処分の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設については、令和5年度の埋立終了に向けて、安全・確実に搬入・埋立処分を完了すること。

また、埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

### (2) 処理方針が決まっていない特定廃棄物の取扱い

特定復興再生拠点区域外における避難指示解除に向け除染と一体的に行われる家屋解体やインフラ整備等に伴い今後特定廃棄物が発生した場合や、特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了以降に帰還困難区域を除く県内で新たに特定廃棄物が確認された場合の処理方法が決まっていないことから、速やかに処理方針を決定すること。



## 22 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

### (1) 集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応

原子力損害賠償紛争審査会においては、最高裁の決定により複数の判決が確定した原発事故に係る集団訴訟の内容について、「指針」における基準や東京電力がこれまでに行ってきた賠償との比較等の詳細な調査・分析を迅速に行うとともに、当県の現状を踏まえ、混乱や不公平が生じないように、「指針」の見直しを含め適切に対応すること。

また、東京電力に対し、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、判決確定を真摯に受け止め、被害者からの賠償請求に対して、改めて被害者の心情への配慮や個別具体的な事情による損害への誠実な対応を行うよう指導すること。

### (2) ALPS処理水の処分に係る風評対策

ALPS処理水の取扱いによって、万が一、新たな風評が発生する場合の賠償については、県全域を対象とし、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう東京電力を指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

また、損害の立証に当たっては、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応するよう、関係団体等の意見を十分に踏まえ、業種ごとの具体的な賠償基準を早期に示した上で、事業者等の十分な理解が得られるよう丁寧に周知・説明を行うこと。

### (3) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

**(4) 地方公共団体に係る賠償**

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。

**(5) 消滅時効への対応**

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

**(6) 住民帰還に向けた支援策の実施**

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

## VII 風評払拭・風化防止対策の強化

### 23 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

#### (1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきた結果、当県のイメージが震災前の水準まで回復しつつあるが、根強い風評や本県に対する誤解は残っており、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復・定番化、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復等に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、ALPS処理水の処分については、海外においては正確な情報が十分に伝わっていないと思われる報道が見られるほか、国内においても理解が十分に進んでおらず、これまでの風評払拭に向けた県民の努力と成果は水泡に帰すおそれがある。国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全な対策を行うための必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響によって加速する懸念があることから、更なる国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

なお、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

## (2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の取扱いについては、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国及び関係機関等の広報媒体の最大限活用、国主催の会議等の誘致、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーをその先へつなげていくための継続的な取組など、あらゆる手段を講じて、国内外に正確な情報を分かりやすく繰り返し発信すること。

特に、2025年大阪・関西万博については、復興への歩みを進めている姿や当県から生まれた未来社会に向けた技術など、国内外に広く発信する絶好の機会であることから、関係省庁が一体となって情報発信等に取り組むために必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

## 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

### (1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための取組に必要な予算を継続して確保すること。

### (2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

## 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

### (1) ALPS 処理水の処分に係る風評対策

ALPS 処理水の処分については、県内全域の観光事業者が新たな風評による観光業への影響を危惧しており、国においては、こうした事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組、宿泊減を起こさないセーフティネットとなる取組等を確実に実施すること。

### (2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復しておらず、また、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムの拡充や強化等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があることから、引き続き、十分な予算を確保すること。

### (3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して、これまでの風評払拭の取組に加えて、ALPS 処理水による新たな風評への懸念を踏まえ、当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、新たに実施する福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

### (4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、新型コロナウイルス感染症の影響により学校が旅行先を近隣地域に見直している現状もあり、更なる情報発信や誘致活動を展開するために必要な予算を確保すること。

### (5) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会であることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

## 26 福島への復興に向けた未来志向の環境施策の推進

【環境省】

当県の復興・再生には、帰還困難区域での除染、中間貯蔵施設事業等の環境回復における課題に着実に取り組むとともに、豊かな自然や再生可能エネルギー等、当県の強みや特徴をいかした未来志向の環境施策を推進し、環境先進地域としての福島の価値を高める必要がある。

については、令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定に基づく取組の充実・強化を一層図るため、以下の措置を講ずること。

また、浜通り地域を始め当県の風評払拭につながるよう、本取組について、国が積極的に情報発信するとともに、当県が実施する県民への理解・機運の醸成に向けた情報発信等の取組に対して必要な支援を行うこと。

### (1) 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」に基づく、県内における「国立公園満喫プロジェクト」や「新・尾瀬ビジョン」の取組、国立公園内でのゼロカーボン・ドライブなどカーボンニュートラルの実現に向けた取組等を国が積極的に推進するとともに、当県が実施する国立公園の魅力向上や周遊促進等の取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

### (2) 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興の加速化に向けて、県内における地球温暖化対策の実効ある取組を推進するため、県内複数地域において脱炭素先行モデルが創出されるよう、人的・技術的支援を行うとともに、復興まちづくりに資する民間施設のZEB化に必要な予算を確保すること。

### (3) ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

ポスト・コロナ社会への対応の視点から、自立・分散・ネットワーク型社会の形成を視野に入れ、当県の国立公園等におけるワーケーションの促進などに国が積極的に取り組むとともに、ワーケーションの聖地ふくしまの実現に向けた取組等に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

27 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援やコミュニティ形成支援などについて、国が前面に立って県・市町村と連携して取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域等の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対する予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。



#### (4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和5年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和5年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

#### (5) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から11年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を確保すること。

## 28 安心して子どもを生き育てやすい環境の整備

【復興庁、厚生労働省、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、社会全体での子育て・子育ての総合的な対策を強化し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

## 29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省】

### (1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、引き続き安定的かつ十分な予算を確保すること。

### (2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。

については、同センターによる令和5年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

## 30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

### (1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

### (2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

### (3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

### (4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

### (5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原発事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引き下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

**(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育**

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

### 31 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、国土交通省】

特定復興再生拠点区域のインフラ整備や相馬福島道路の全線開通など、復興の進捗に合わせた交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪がいまだに発生していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

さらに、復興に向けた治安維持の活動に当たっては、小型航空機を用いた上空からの道路状況の把握等を行っているが、近年、頻発・激甚化する自然災害等の対応で同航空機が出動する機会が多く、航空機の2機配備が必要であるほか、当県の地形的特徴から長い航行距離と時間を確保できる航空機の配備が不可欠であることから、中型機を新たに配備するための必要な予算を早期に確保すること。

**32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続**

**【復興庁、厚生労働省】**

**(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続**

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和5年度以降も実施期間を延長すること。

**(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和**

令和5年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

### 33 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

こうした中、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題であり、産業の復興再生のための自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、地域の実情を踏まえ、令和5年度以降も募集を実施し、事業完了期限を延長するとともに、制度の継続に当たっては十分な予算を確保すること。

また、原子力災害の影響は広範囲かつ長期にわたっており、いまだ分譲が進められない産業団地があることから、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、中長期的に募集を実施するとともに、事業完了期限を延長すること。



## 34 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

### (1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保等

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数・復興歩掛の特例措置を継続すること。

### (2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

### (3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

### 35 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、県民の安全・安心につながるため池の放射性物質対策などの復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

## 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進する必要があることから、ほだ木等原木林再生のための予算を確保すること。

### 37 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、昨年4月から本格的な操業に向けた新たな段階へ大きく踏み出したところである。極めて重要な局面の中、政府によってALPS処理水の処分に係る基本方針が決定され、関係する事業者は、これまで積み重ねてきた努力が水泡に帰すのではないかという大きな不安を抱えている。

については、水産業に関わる事業者、特に若い担い手が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりに向けて、国が前面に立ち、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を講じるとともに、長期にわたり十分な財源を確保すること。

特に、水産業再生の更なる強化に向けて、十分な収入確保が困難な新規就業者への支援制度の充実による担い手の定着、新たな販売先として大規模消費地市場への定期輸送便の確保への支援等に取り組むこと。

また、国自らが漁業者に寄り添って、現場の声に耳を傾け、必要に応じて更なる追加対策を講じるとともに、現地で円滑な支援ができるよう、国の支援体制を整備すること。

## 38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

### (1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

### (2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。

また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の早期事業化を図ること。

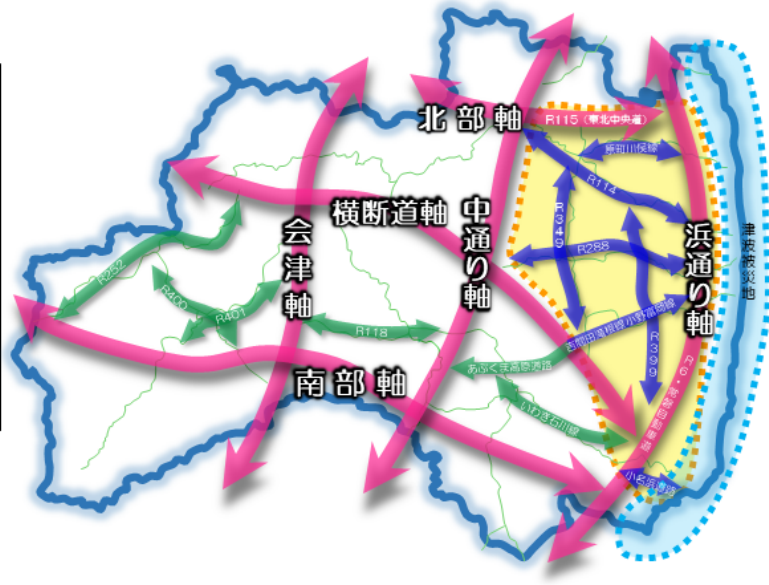
② 横断道軸として、磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間」、「西会津IC～津川IC間の一部区間」及び「三川IC～安田IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災事業）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

## 復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備

凡例	
	心くしま道づくりプラン (福島県全域)
	津波被災地
	復興に向けた戦略的道路整備の エリア
	県土連携軸交流ネット ワーク基盤強化道路 (県復興計画重点プロジェクト)
	基幹的な道路 (6本の連携軸)
	心くしま復興再生道路 (改革系6路線)
	地域連携道路 (地域高規格道路以外)



## 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築のための主な整備箇所



## 39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

### (1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の早期完成が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

また、国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図り、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルレポート」を形成するため、次世代エネルギー輸入拠点港湾としての具体的な方向性を早期に示すとともに、県が行う港湾計画の改訂や民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

### (2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の予算を確保するとともに、沖防波堤の予防保全事業（防波堤嵩上げ）を促進すること。

#### 40 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、新型コロナウイルス感染症による大幅な地域経済の落ち込みや社会の変容等にも配慮し、同感染症を始めとした様々なリスクの発生を見据えた強靱な社会・経済構造の構築や、テレワークを通じた移住の促進を始めとした新たな生活様式の積極的な導入など、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金などの予算を継続的に確保すること。



## 41 デジタル社会の実現

【内閣官房、デジタル庁】

県民一人一人がデジタル技術による恩恵を実感して豊かに暮らすことができるよう、デジタル社会形成基本法やデジタル田園都市国家構想等に基づき、地方においてデジタル社会を実現する必要がある。

については、市町村の実情に応じたデジタル化の取組を安定的かつ円滑に展開し、県内各地域でデジタル変革（DX）の成功事例を一つ一つ積み上げていくことができるよう、デジタル田園都市国家構想推進交付金の予算を継続的に確保すること。

また、市町村によってデジタル化の進捗にばらつきがある中、同交付金は実装が要件とされているため、活用が一部にとどまり、市町村間の格差が懸念されることから、実装だけではなく、市町村共通で利用できるデータ連携基盤に必要な仕様等の調査・研究や実証事業なども同交付金の対象とするなど、要件を拡充すること。

## 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

### (1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や福島県沖を震源とする地震など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

特に、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を確保するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

また、津波対策として沿岸部での早期復旧が求められる海岸防災林については、成林するまでの間、維持管理等に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

### (2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備に当たっては、早期着工に向け、地域の合意形成を図ること。

また、令和6年度までに当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」への十分な予算を確保するとともに、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

さらに、昨年11月に改正施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき、県管理河川の特定都市河川指定に向けた流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進への取組に対して引き続き支援すること。

## <重点要望項目>

### I 全般的事項

#### 1 震災復興特別交付税措置の継続

【復興庁、総務省、財務省】

令和5年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

#### 2 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

【総務省】

新型コロナウイルス感染症対策、令和元年東日本台風や福島県沖地震等の自然災害からの早期復旧など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、地方一般財源総額については、令和4年度から令和6年度までの間、令和3年度と同水準を確保するとされた「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」に基づき確実に確保し充実させること。

### 3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁  
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域 12 市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

### 4 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

### 5 水道広域化推進プランの実効性を担保するための支援制度の創設

【総務省、厚生労働省】

都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するため、水道広域化推進プランに基づく取組を推進する役割を担う。

具体的には、水道事業者、水道用水供給事業者等との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供、技術的な援助及び検討の場の設定を行うことになる。

そこで、水道広域化推進プランの実効性を担保するため、広域化の推進役となる都道府県に対し、圏域別検討会の開催、広域化のより詳細なシミュレーション、先進地事例の勉強会や視察などにかかる経費に対する財政支援制度を創設すること。

## 6 被災した私立高等学校等の児童、生徒等に対する授業料等減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を令和5年度以降も継続すること。

## 7 旧避難指示区域内の幼稚園の再開等における財政支援

【文部科学省】

被災した4園のうち少なくとも2園は、住民の帰還状況等の環境が整えば戻る意思を示していることから、再開等に当たっては、建物の復旧費用に加えて、再開に必要な準備経費等に対する支援も行うこと。

なお、避難先での仮設園舎に係る賃借料を補助対象とする措置を令和5年度も継続するとともに、仮設園舎建設に係る費用についても補助対象とすること。

また、県単上乗せ分についても震災復興特別交付税での全額措置を継続すること。

## 8 震災・原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

## 9 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

## 10 放射線医学に係る拠点の運営への財政支援の継続

【復興庁、環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

## 11 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、  
原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについては、政府によって、昨年 4 月に基本方針が決定し、12 月に行動計画が策定されたところである。

現在、これらに基づき情報発信等の取組が進められているが、いまだ、農林水産業を始めとする県内外の関係団体や自治体等から、新たな風評が生じることへの懸念や海洋放出に反対等の様々な意見が示されるなど、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況である。

この問題は、福島県だけではなく日本全体の問題であることから、国が前面に立って、これまで風評払拭に向け懸命に積み重ねてきた県民の努力が水泡に帰すことのないよう、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって以下の措置を講じること。

### (1) 関係者に対する説明と理解

処理水の処分に關する基本方針等について、農林水産業や観光業の事業者を始め、県内外の自治体等の関係者に対し、丁寧な説明を行うとともに、関係者の声をしっかりと受け止め、理解が深まるよう取り組むこと。

### (2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理について、処理過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、処理水の元となる汚染水の発生量については、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、廃炉の進捗状況を踏まえ、様々な知見や手法を活用し、更なる抑制に向けて取り組むこと。

### (3) 正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果はもとより、国による基本方針決定のプロセスなど、当県の状況が正しく理解されるよう、正確な情報が広く国内外に伝わるための分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

特に、ALPS処理水の取扱いや廃炉の取組について理解促進を図るため、県民等からの問い合わせや視察を受け入れる体制を確立するとともに、ALPS処理水による放射線の影響について分かりやすく解説した資料を作成し、誰もが手にできる状態にするなど、正確な情報を国内外に発信できるよう積極的に取り組むこと。

また、国内外の関係者等から処理水の取扱いに関する説明を求められた場合には、国として直接対応し理解促進を図ること。

### (4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する、万全の風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、処理水に伴う風評が強く懸念される水産業については、新規就業者への支援制度の充実や大規模消費地市場への販路確保の支援など、更なる対策強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

### (5) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

また、東京電力が実施しているトリチウム分離技術の公募について、国内外に広く周知するとともに、現在の進捗状況や今後のスケジュールを明確に示し、県民や国民に分かりやすく発信するよう東京電力を指導すること。



## 12 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、  
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

今年計画されている1号機における原子炉格納容器の内部調査や2号機における燃料デブリの試験的取り出しを始め、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

### (1) 廃炉に向けた取組

- ① 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えないよう東京電力を指導・監督すること。
- ② 設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って設備等の保守管理の在り方を見直すとともに、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。  
あわせて、頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上に取り組むとともに、外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。
- ③ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。  
また、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- ④ 廃炉・汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるが、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに対して、多くの県民等が不安を感じていることから、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を指導・監督すること。
- 特に、核物質防護については、柏崎刈羽原発における事案によって原子力規制委員会から是正措置命令がされるなど、極めて重要な問題が生じたことから、県民に更なる不安を与えることのないよう、県内原子力発電所の対策に万全を期すとともに、核物質防護に携わる全ての職員が認識を共有するための対策を徹底するよう、東京電力を強く指導・監督すること。
- ⑤ 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ⑥ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。
- ⑦ 避難地域の復興状況の変化を踏まえ、自然災害や重大トラブル発生時の現地における体制強化を検討するとともに、引き続き県へのリエゾン職員の派遣を行うなど、国と県の連絡体制の強化を図ること。
- また、県民の安全・安心の確保に向け、緊急事態に該当しない場合であっても、発生する事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かりやすい情報発信を行うこと。
- ⑧ 福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

## (2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

## (3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び 12 市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

- ⑤ ALPS 処理水の処分に伴う環境モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性が確保された体制を構築し、トリチウムを始めとする放射性物質を幅広くモニタリングの上、科学的・客観的な結果を国内外へ分かりやすく発信するとともに、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

### 13 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

【文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、整備中の大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

### 14 被災自治体に対する国土強靱化地域計画関連予算に係る重点配分の配慮

【内閣官房】

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の国土強靱化関連予算について、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始め、度重なる大規模災害の被害を受けた本県や被災市町村に重点的に配分するよう配慮するとともに、国土強靱化施策を推進するための十分な予算を継続的に確保すること。

### 15 無人航空ロボット（ドローン）の導入に係る財政支援

【総務省、消防庁】

広大な県土を有する当県では、中山間地域及び避難指示区域において、視界不良により防災ヘリが運行できない場合や、山林火災や浸水害等の被災状況の確認等のためにドローンの活用が期待されており、県内消防本部や市町村でも導入が検討されている。

このため、消防の標準装備として、ドローンを導入する消防本部及び市町村に対し、機体の導入経費を継続して確保するとともに、操作する人材の育成経費に係る経費についても、財政措置を講じること。

## 16 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

### (1) 消防施設の早期復旧に向けた支援

当県では、避難指示の解除からまもない地域もあり、令和5年度以降に消防防災施設等の復旧事業に着手する予定の自治体があることから、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、引き続き十分な予算を確保すること。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。

### (2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、消防団員が不在の状況であり、大規模化することが懸念されることから、管轄消防本部の消防体制の更なる充実強化を図りながら、県内外の消防本部に応援を求める必要がある。

このため、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、令和5年度以降も十分な予算を確保すること。

### (3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

#### ① 消防団に対する財政支援の拡充

消防団員の処遇改善のため、国において「消防団員の報酬等の基準」が策定され、令和4年度から、年額報酬等について、標準額支払団員数に応じた額が、「人口に基づく標準的な団員数（以下「標準団員数」という。）」に応じた額の0.5倍から2倍までの団体については、当該標準額支払団員数に応じた額が普通交付税措置され、2倍を超える市町村に対しては、2倍を超える部分に係る経費について、普通交付税額との差額の0.5を特別交付税措置されることとなったが、当県においては、約3割の市町村が「標準団員数」の2倍を超える実団員数となっている。

人口に比して消防団員数の多い市町村に対しては、引き続き普通交付税の算定方法の改善、特別交付税の更なる拡充や消防団の装備品の無償貸与の充実など、市町村の実情に応じた一層

の財政支援措置を拡充するとともに、都道府県に対し、装備充実に向けた市町村への支援が実施できるよう財政支援措置を拡充すること。

また、消防団員が全国的に減少傾向にあることを踏まえ、引き続き消防団員の確保に向けて、国の施策としてSNS等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、都道府県及び市町村が実施する情報発信事業に対する財政支援措置を行うこと。

## ② 消防団協力事業所への財政的支援

当県の消防団員の約8割が被雇用者という現状の中、訓練も含めた消防団活動に対する雇用事業者の理解が不可欠であり、県内の23市町村では、消防団協力事業所として認証する制度を設けている。

今後、消防団協力事業所数を増加させるためには、消防団協力事業所に対する支援の充実が必要であり、減税制度や補助金制度の実施などの財政措置や入札の優遇措置を国の施策として取り組むこと。

## 17 災害救助法の柔軟な運用

【内閣府】

災害救助法に基づく救助は国民の命と生活を守るための欠かせない取組であることから、地方自治体が万全の救助を行うことができるよう、救助の実施に必要な救助事務費の上限額の撤廃など充実を図ること。

また、救助範囲を個人が緊急に行わなければならない住家の簡易修理に係る資材の現物支給や、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務にも拡大するとともに、必要な経費について確実な財源措置を行うこと。

## 18 情報伝達手段の充実・強化のための技術的・財政支援

【内閣府、デジタル庁、消防庁】

住民自らの避難のきっかけとなる新たな避難情報（「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」による警戒レベル）などを普及啓発するための広報経費について、財政措置を講じること。

また、防災情報を確実に伝達し、適切な避難行動を促すため、自治体における情報伝達システムの整備に対して技術的・財政的な支援を行うこと。

加えて、DXやAIを活用した災害時の被害・復旧情報の把握や国、地方自治体、防災関係機関等との情報共有など災害対応の強化に向け、国においてシステムの統一化・標準化を推進するとともに、自治体における防災情報システムの構築や更新、高度化及びランニングコスト等に要する費用について、財政措置を行うこと。

## 19 令和4年3月16日の福島県沖地震に係る被災者の生活再建支援

【総務省】

本県は東日本大震災・原子力発電所事故を始め、令和元年東日本台風や令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震など度重なる災害に見舞われている。こうした特殊な事情を踏まえ、被災者の生活再建に向け、県独自に実施する一部損壊の住家被害への支援に対し、特別交付税を含めた特段の財政措置を講じること。

## 20 消防防災ヘリコプター運航の安全運航体制に係る経費の十分な財政措置

【消防庁】

消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制維持のための人件費のほか、操縦士の養成費、訓練飛行に要する費用など多額の経費について、特別交付税または交付金により財政措置を行うこと。

## 21 災害時の避難所に係る新型コロナウイルス感染症への対策 【内閣府】

避難所における新型コロナウイルス感染症対策のため、指定避難所以外のホテル・旅館等を活用した場合の借上料や避難所における必要な物資等の確保に要する経費に対し、災害救助法が適用されない災害においても、継続的かつ安定的な財政措置を講じること。

## 22 被災者生活再建支援制度の拡充 【内閣府】

中規模半壊に満たない半壊世帯においても災害救助法の住宅応急修理の上限額を超える修繕費がかかることから、生活再建を後押しするために、生活再建支援金の支給対象範囲を半壊世帯まで拡大すること。

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとってもわかりにくく、また救済される被災者も限定されている。被災者支援施策については、国において抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一的かつ持続的な救済制度を検討すること。

## 23 災害時において要支援者が安全に早期避難する移送手段確保のための財政措置 【内閣府】

災害時に要支援者が安全に早期避難する移送手段確保のため、自治体への財政措置を講じること。



## 24 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震対策等に関する財政措置 【内閣府】

### (1) 日本海溝・千島海溝沿い巨大地震対策に関する財政措置

日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法が5月13日に国会で可決成立したところであり、ハード・ソフト両面から総合的な対策を推進するに当たって、特に避難場所や避難経路の整備など津波避難対策緊急事業に係る経費に必要な財政措置を講じること。

### (2) 自治体個別の検討結果に基づく防災・減災対策に関する財政措置

県独自の被害想定に基づく防災・減災対策事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合率の嵩上げなど、自治体に対する財政措置を講じること。

## 25 福島大学の「復興・再生」に向けた取組に対する総合的な支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省】

福島大学は、長期化する原子力災害による影響に対応するため、再生可能エネルギーの研究、双葉郡の教育復興支援、農林水産業を担う人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及に取り組むとともに、若者の定着・還流、コミュニティの形成や地域経済活性化など、地方創生に資する重要な役割を担っているところである。

福島大学が当県の復興・再生や地方創生に向けて果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、今後とも安定的・継続的に運営され地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援を講じること。

### (1) 運営費交付金の十分な確保

当県の復興・再生や地方創生に向けた取組、復興の担い手育成及び福島県の課題解決に資する研究の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

## (2) 「食農学類」「発酵醸造研究所」への支援

当県の東日本大震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに、高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」の教育研究機能の強化並びに被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する「食農学類附属発酵醸造研究所」の取組及び機能強化に必要な予算を確保すること。

## (3) 東日本大震災復興に向けた取組の継続と機能強化への支援

当県の復興・再生に加え、人口減少・少子高齢化時代における社会づくりへの貢献が期待される「地域未来デザインセンター」の機能強化のために必要な予算を措置すること。また、「環境放射能研究所」の安定的・継続的な運営のために必要な予算を確保すること。

## (4) 「福島国際研究教育機構」との連携への支援

福島大学が、浜通り地域への整備が予定されている「福島国際研究教育機構」と連携した教育研究活動を実施できるよう、教育研究環境の整備、活動に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

## 26 地域情報通信基盤の整備促進

【総務省】

### (1) 光ファイバ網の高度化支援

工場内 I o T、クラウドの活用等企業活動のデジタル化や、新型コロナウイルス感染症を契機に普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、過疎・中山間地域等の条件不利地域において、光ファイバ網の高度化や公設設備の民間移行が円滑に進むよう、引き続き必要な支援を行うこと。また、地上デジタル放送の難聴解消やケーブルテレビ放送等を目的に整備された光ファイバ網については、少子高齢化・人口減少により設備の維持管理（機器の更新を含む）が困難になってきていることから、機器の更新等に対して必要な支援を行うこと。

### (2) 5 G 環境の整備促進

5 G はデジタル時代において活用が期待される基幹インフラであり、当県においては、東日本大震災からの復興の後押しとなることが期待されることから、基地局の整備が地域間で偏りなく行われるよう、引き続き財政支援を行うとともに、携帯電話事業者を指導すること。

### (3) 携帯電話不通話エリア解消

携帯電話は県民生活に不可欠なサービスであるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用不可能な地域が残存するとともに、帰還困難区域内の自由通行道路や緊急輸送道路、災害時の避難路における安全安心の確保が必要であることから、地元市町村の意向を踏まえ、携帯電話事業者が「携帯電話等エリア整備事業」に積極的に参画するように協力依頼や働き掛けを行うこと。

### (4) ラジオ難聴区域の解消

県民が県内の放送局からの放送を受信できるよう、難聴を解消しようとする事業者及び市町村に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

## 27 Jヴィレッジの利活用

【復興庁、人事院】

Jヴィレッジは、原発事故の発災時から約8年にわたり、対応拠点としての役割を担ってきた。

その後、平成31年4月に全面再開を果たし、東京2020オリンピックでは聖火リレーのグランドスタート地点に選出され、Jヴィレッジが歩んだストーリーが国内外から注目を浴びるなど、いまだ途上である本県の復興に挑む姿を体現する「本県復興のシンボル」として、県民にとって不可欠な存在となっている。

昨年はAFC U-23 アジアカップ予選が開催されたほか、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）男子サッカー競技の令和6年度からの会場に決定されるなど、創設以来続く「サッカーの聖地」としても、今なおその存在を県内外に発信し続けている。

また、Jヴィレッジは相双地方に所在し、ホープツーリズムや教育旅行等の訪問先として、同地方における交流人口拡大の一翼を担う役割としても、存在感を高めている。同地方の復興には長い期間が必要である中、Jヴィレッジを起点に、本県の復興をより一層発信していくため、国、県等が一丸となった取組が必要である。

このような状況を踏まえ、国においては、昨年度に各省庁の課長級研修を実施したように、Jヴィレッジを拠点とした国家公務員の団体研修を実施し、本県復興の状況を実際に感じる機会を作ること。

## 28 浜通り地域の復興に向けたJR常磐線の利便性向上

【復興庁、国土交通省】

令和2年3月に全線復旧したJR常磐線は、地域住民の生活、産業、観光などを支える基幹的な交通基盤であり、福島イノベーション・コースト構想の具体化など、浜通り地域の復興に向けては首都圏や仙台地方とのアクセス向上が重要となってくることから、JR常磐線の高速化を始め、利便性の向上について、JR東日本に対し指導すること。

## 29 石炭火力発電の温室効果ガス削減に向けた支援

【資源エネルギー庁】

昨年改定されたエネルギー基本計画における、火力発電の今後の在り方においては、「できる限り電源構成に占める火力発電比率を引き下げていくことが基本」であり、「非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に推進していくこと」が明記されている。

石炭火力発電所は、これまで長きにわたり電力の安定供給を支え、地域経済を牽引してきた存在であることから、国においては、発電所の立地地域に影響を及ぼさないよう、発電事業者が温室効果ガスの削減に向けたアンモニア混焼や他電源への転換などを検討する上で必要となる情報や方策等を可能な限り早期に示すこと。

## 30 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした 復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

NPO等が持つ様々な得意分野やネットワークを活かした、被災者支援、風評・風化対策などの取組は、行政の施策を補完するだけでなく、相乗効果をもたらし当県の復興・創生を加速させるものとして極めて重要である。

このため、NPO等による復興支援活動等の継続的な実施を支援できるよう、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を継続すること。

### 31 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援 【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

令和2年9月に双葉町において開館した東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、昨年開所した富岡町や浪江町の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信の拠点としての役割を担う施設であり、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

### 32 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁】

#### (1) 子ども・被災者支援法による支援施策の充実

子ども・被災者支援法の基本方針については、被災者の意見等を適切に反映し、適時見直すこと。

また、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、被災者の実情に応じた個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な財源措置を講じ、関係施策を推進すること。

#### (2) 被災者生活再建支援制度の拡充

東日本大震災の被災者が速やかに生活再建を実現できるよう、被災者生活再建支援制度の支援対象を住宅半壊世帯まで拡大すること。

## 33 安全で安心な消費生活の確保

【消費者庁、復興庁】

### (1) 地方消費者行政に関する財源の確保

県及び市町村が計画的・継続的に相談体制を維持強化していくため、引き続き安定的な財源を確保すること。

また、地方消費者行政推進交付金（復興特別会計）についても、引き続き消費者の安全・安心を確保するため、継続して必要な財源を確保すること。

さらに、県内外の消費者に対して、これまで以上に放射能に関する正確かつ丁寧な情報提供と県産食品の安全性についての情報発信が重要であることから、本県が実施している風評対策事業やリスクコミュニケーションに関する事業について、十分な財源を確保すること。

### (2) 地方消費者行政強化交付金の拡充

地方消費者行政強化交付金（推進事業）について、当県ではこれまで復興関連事業が優先的に行われてきており、復興の進展や住民の帰還等に伴い、これからが相談体制整備の本格的なスタートとなるため、令和5年度以降の新規事業についても対象とすること。

また、地方消費者行政強化交付金（強化事業）について、国の重要政策に対応する事業だけでなく、県及び市町村が求める消費生活相談員の人件費や地域の課題にも柔軟に対応できるよう、使途や活用期間（3年程度）を拡充するほか、補助率（1／2）の引き上げを行うこと。

### (3) リスクコミュニケーション等の強化

国内外におけるリスクコミュニケーションについては、国が責任を持って主体的に取り組み、消費者の理解を促進すること。

また、県及び市町村が実施するリスクコミュニケーションの取組に対して、講師・専門家の派遣や資料提供など、これまで以上に特段の支援を行うこと。



### 34 地域女性活躍推進交付金の予算の確保等

【内閣府】

女性が活躍できる環境づくりを更に進めていくためには継続した取組が不可欠であることから、令和5年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

### 35 人権啓発活動地方委託費の予算の確保等

【法務省】

新型コロナウイルス感染症などに起因する誹謗、中傷など多様化する人権課題に対応し、互いの人格を尊重し、個々の違いを認め合う共生社会を実現するためには、地域における人権啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、令和5年度以降も地方委託事業を継続するため十分な予算を確保するとともに、対象経費等について柔軟な運用を行うこと。

### 36 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の予算の確保等

【内閣府】

被害者がその被害を受けた地域で支援に差が出ないように、また、安定した相談体制の整備や医療費助成及び協力病院の機能強化のために、性犯罪・性暴力被害者支援に係る交付金の予算を十分に確保すること。

### 37 避難地域等における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援等

【復興庁、国土交通省】

#### (1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)について、中長期にわたり予算を確保すること。

#### (2) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業におけるバス購入補助の特例の継続

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を中長期にわたり継続すること。

#### (3) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置(激変緩和措置)の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、引き続き、避難者の生活の足を維持・確保できるよう継続すること。

### 38 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う交通事業者への財政支援等

【国土交通省】

新型コロナウイルス感染症の影響により、交通事業者の経営は非常に厳しい状況にあることから、利用者の減少が恒常化する中であっても、社会機能維持を担う地域公共交通が、将来にわたり安定して事業を継続していくことができるよう減収補填を含む新たな支援事業を構築すること。

### 39 地域間幹線系統バスの維持・存続に向けた支援

【国土交通省】

#### (1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の予算確保、補助要件の緩和の継続

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、必要な予算を確保するとともに、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、輸送量などの補助要件について緩和措置を継続すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる間は、補助対象経費を算定する際に、前々年度までの過去3カ年の平均ではなく、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度以降の実績を基礎とするなど、より現状に近い額を算定できるよう運用を見直すこと。

#### (2) コロナ禍における車両購入補助の特例措置

事業者へのバス車両購入補助について、コロナ禍における事業者の資金繰りを考慮し、被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例措置の適用路線以外についても購入年度に一括補助を行うなどの特例措置を設けること。

### 40 第三セクター鉄道会社に対する補助事業等の予算確保

【国土交通省】

第三セクター鉄道については、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が非常に厳しい状況にある一方で、安全輸送を確保するため、施設整備、車両更新、車両検査等、計画的な投資を求められることから、鉄道施設総合安全対策事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等において、十分に予算を確保するとともに、補助率どおり全額交付すること。

## 41 JR只見線の継続的な運行

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線運転再開により日本一のローカル線として生活・観光・教育・産業面で国内外を問わず多くの方々に利活用される新たな只見線をつくり上げていかななくてはならない。

については、新たな只見線をつくり上げるため、以下の内容について支援すること。

### (1) 地元自治体に対する財政支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津 17 市町村が将来にわたり毎年負担することとなる維持管理に要する費用について、地域住民の生活に必要不可欠であり、かつ地方創生の核となる当該路線の安全で安定的な運航が確保されるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備に係る補助事業の対象に加えることや、地域公共交通の確保維持のための特別な財政需要として地方交付税を措置するなど、財政支援を講じること。

### (2) JR只見線の利活用促進に関する支援

上下分離方式を採用し、復旧後も維持管理費を負担する自治体のモデル事例として、地元自治体の利活用促進の取組に必要な支援を行うとともに、国においてもあらゆる機会を捉えて、只見線のPRに努め、インバウンド等の誘客に積極的に取り組むこと。

## 42 外国人材受入れに係る一元的相談窓口運営に対する支援 【出入国在留管理庁】

### (1) 国の一元的相談窓口の運営強化

多言語による一元的相談窓口については、個々の自治体だけでの対応には困難な部分が多いことから、国が運用するヘルプデスクの強化や、窓口で活用できる多言語音声翻訳システムの普及支援など、国において責任をもって取り組むこと。

### (2) 一元的相談窓口の運営に対する財政的支援の拡充と継続

今後、相当数の増加が見込まれる外国人材の円滑な受入れのため、多言語による一元的相談窓口の運営に係る十分な予算を継続して確保すること。

## 43 海外への情報発信等の取組に対する支援 【外務省、観光庁】

### (1) 風評・風化対策に係る情報発信の強化・支援

令和4年5月末現在で14の国・地域で福島県産食品の輸入規制が行われており、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っていることから、海外からの風評払拭に向けて、国においては、駐日外交団や外国人プレスの当県への招聘、首都圏における福島県PRイベントの開催等を通じた海外への情報発信を一層強化するよう取り組むこと。

また、ALPS処理水の取扱いについては、福島県だけではなく日本全体の問題であることから、国が前面に立って、これまで風評払拭に向け懸命に積み重ねてきた県民の努力が水泡に帰すことのないよう、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって措置を講じること。

### (2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を誘致・支援するとともに、国際会議参加者等による当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

## 44 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、外務省、文部科学省、環境省】

### (1) 運営費の予算確保

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復・創造を進める拠点としての役割を担っていかなくてはならないことから、基金の利活用期間の延長や期間終了後の継続的な財源措置により、原子力災害が終息するまで、国が責任を持って運営費の予算を確保すること。

### (2) 連携協力機関に係る予算確保

当県の環境回復・創造に向けた調査研究を着実に実施するため、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が福島県環境創造センターにおいて継続的・安定的に調査研究を進めることができるよう、引き続き十分な予算を確保すること。

### (3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

根強く残る当県の風評払拭のため、新型コロナウイルス感染症対策としてのバーチャル訪問等も含め、国内外から多くの方が「コミュタン福島」を訪問するよう、国として、全国の教育関係機関等への教育旅行での「コミュタン福島」の活用の周知や、海外に向けたPR等を行うこと。

## 45 カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策の推進 【環境省】

### (1) 脱炭素先行地域づくりの推進

当県は、広大な土地や自然資源等に恵まれており、高い再エネポテンシャルを有していることから、避難地域はもとより、福島県内全域において数多くの脱炭素先行地域を創出していけるように、採択要件への柔軟な対応や積極的な財政支援を行うこと。

また、市町村における脱炭素先行地域づくりに向けては、検討段階から専門性のサポートが必要となることから、環境省との連携協力協定の取組の一環として、環境省の職員等を当県に定期的に派遣し、申請を検討する県内自治体のサポートを行う等、当県と連携して市町村を支援する体制をつくること。

### (2) 脱炭素社会の実現に向けた全県的な機運の醸成と実践の拡大

脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素先行地域のみならず、脱炭素地域づくりを目指すすべての意欲のある地域や主体を支援していくことで、地球温暖化対策の機運を醸成し、具体的な取組を実践してもらうことが重要であることから、省エネルギー対策の更なる推進、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域の実情に合わせた幅広い取組を安定的かつ継続的に支援するための十分な規模の財政措置を講じること。

## 46 鳥獣被害対策の推進

【環境省】

### (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業にかかる予算確保

イノシシやニホンジカの被害防止のため、個体数調整による捕獲を中心とした対策を継続できるよう、引き続き、必要な予算を確保すること。

### (2) 尾瀬等におけるニホンジカ対策の強化

尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、国として個体数抑制に向けた抜本的な対策として、核心地区における捕獲の一層の強化を図るとともに、尾瀬ヶ原の見晴など、食害の著しい場所について、国が防護柵を設置するなど被害防止対策を強化すること。

### (3) 鳥獣被害対策にかかる支援の充実

ツキノワグマやニホンザル等の鳥獣被害対策を推進するため、モニタリング調査や人の生活圏への侵入を防ぐための侵入防止柵の設置、河川刈り払い等の対策への支援を講じること。

## 47 外来種対策に係る予算確保等

【環境省】

### (1) 国による水際対策の徹底と情報共有できる体制の構築

外来生物について、国において侵入の未然防止に向けた水際対策を徹底するとともに、国内発生時においては、国が積極的に発生・生息情報等を収集し、関係機関へ情報共有できる体制を構築すること。

### (2) 外来種対策に係る予算の確保

生態系に係る被害を防止するため、県や市町村が地域の実情に応じ、適切な防除対策を実施できるよう、特定外来生物への指定を行うとともに、特定外来生物への指定前であっても、対策への支援を講じること。



## 48 ふくしまグリーン復興構想の推進

【環境省】

当県の自然公園の利用者数は、震災等の影響から大幅に減少している。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島だからこそ、国内外から多くの方々に足を運びその魅力を体感していただくこと、また、自然の恵みを次世代に継承することが重要であることから、国と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向けた取組を強力に推進するため、以下の措置を講じること。

### (1) 「国立公園満喫プロジェクト」等の着実な推進

「国立公園満喫プロジェクト」や「新・尾瀬ビジョン」の推進に向け、自治体や事業者等の魅力向上や周遊促進等の取組に対する新たな支援制度を創設すること。

### (2) 環境省直轄事業の確実な実施

国立公園の魅力向上と多様化するニーズに対応するため、ビジターセンターや野営場など老朽化した施設の改修や再整備について、整備計画に基づき確実に事業を実施すること。

また、五色沼自然探勝路などの特別保護地区内施設等の直轄整備及び管理に取り組むこと。

### (3) 国立公園におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進

磐梯朝日国立公園におけるカーボンニュートラルの実現に向けた「ゼロカーボン・ドライブ」の取組を推進するため、国有施設において充電設備等の環境整備を進めること。

### (4) 越後三山只見国定公園（福島県地域）ビジターセンター整備に係る予算の確保

越後三山只見国定公園（福島県地域）の魅力発信のため、県が行うビジターセンター整備について必要な予算を確保すること。

## (5) 国立公園・国定公園におけるワーケーションの普及促進

国立公園・国定公園におけるワーケーションの普及促進に向けた取組に対する支援について、必要な予算を確保するとともに、四季を通じた多彩なツアー等の造成のため、補助事業の実施期間を十分に確保し、より活用しやすい制度として柔軟に運用すること。

## 49 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全

【環境省】

### (1) 水環境保全対策等に係る調査研究の実施

猪苗代湖の水環境保全対策について、国立公園内にある湖沼のモデルケースとして国立環境研究所においても当県と共同して調査研究に取り組むこと。

また、国立環境研究所が共同研究に取り組むため必要な経費について、十分な予算を確保すること。

### (2) 水環境保全に対する支援

磐梯朝日国立公園の中核的位置を占める猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境や自然環境の保全のため、水質や準絶滅危惧種に影響する水生植物の除去や処理などの継続的な対策が必要であり、対策に中長期的に取り組める新たな支援制度を創設すること。

50 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

仮設住宅や復興公営住宅等での避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、今後も生活支援相談員による継続的な支援が必要であることから、令和5年度も引き続き必要な予算を確保すること。

また、第2期復興・創生期間以降も中長期的な対応が必要であることから、本格的な復興・再生に向け当該事業による被災者支援を継続するとともに、生活支援相談員を複数年雇用できるよう基金化の実現に取り組むこと。

51 高齢者等サポート拠点運営事業

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域に設置されている高齢者等サポート拠点の運営に関して、介護保険事業への移行など、必要な体制が整備されるまでの間、必要かつ十分な財政支援を継続すること。

52 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設等に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

## 53 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域では帰還された方のうち高齢者の割合が高くなっており、住民が安心して生活するためには介護提供体制の再構築が必要不可欠であるが、当該地域ではいまだに深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが十分に提供されず、施設の運営にも影響を及ぼす状況にある。

平成30年度から新規又は拡充の措置が講じられた事業については、人材確保の成果が出て、介護保険施設の定員の確保がなされるまでには相当な時間を要することから、引き続き十分な財源措置を継続すること。

### (1) 被災地における福祉・介護人材確保事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

- ① 研修受講費・就職準備金の貸与及び住まいの確保支援、中堅介護職員等の就労支援、介護福祉士養成施設への就学支援等
- ② 県内外の社会福祉法人等からの応援職員に対する給与差額、赴任、通勤等に係る経費支援

なお、被災地における介護人材確保を図るため、被災地に中堅介護職員の就労を支援する取組や、相双地方の方が介護福祉士養成施設への就学を支援する取組について、本事業で継続して実施できるようにすること。

### (2) 福島介護再生臨時特例補助金事業（福島介護再生臨時特例補助金）

- ① 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対する運営費支援
- ② 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対する運営費支援

## 54 福祉人材の更なる処遇改善

【厚生労働省】

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年以降の超高齢化社会を控え、介護を必要とする方に持続的に介護保険サービスを提供するためには人材の確保が必要であることから、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、処遇改善加算等の効果を検証し、適切な制度改善を行うとともに、介護職員に限定せず、介護従事者全ての賃上げに係る制度設計とすること。

また、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

## 55 医師確保への支援

【厚生労働省】

東日本大震災及び原子力災害から 11 年を経過した現在、復興に伴い日々新たに増えている課題に対処していく必要があるほか、県土の多くを過疎・中山間地が占めている当県において、県民が安心して医療を享受できるよう医療提供体制の確保を図っていく必要がある。

特に、避難地域のある相双医療圏においては、医師数が震災以前の水準まで回復しておらず、今後の住民の帰還や医療提供体制の推移等を見据え、引き続き、県内全域において医師を確保することにより、避難地域へ医師を配置していかなければならない。

また、「第一次福島県医師確保計画」に基づき、令和 5 年度末時点での確保すべき目標医師数 4,108 名（平成 30 年度から 289 名確保）、福島県総合計画に基づき、令和 12 年度末時点での確保すべき目標医師数 4,518 名（平成 30 年度から 699 名確保）の確保に向け、更なる医師確保対策に努めなければならない。

当県が対応できる医師の確保対策には一定の限度があることから、国は以下の措置を講じること。

### (1) 地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修の仕組みの構築

専攻医募集定員に係る厳格なシーリングの実施や都道府県域をまたぐ医師の地域偏在・診療科偏在解消に向けた実効性のある仕組みの構築を行うこと。

## (2) 医師確保対策への更なる財政支援

第一次福島県医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、更なる財政支援を行うこと。

## (3) 医師の働き方改革への支援

大学の医局等からの医師の引き揚げ等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないように、働き方改革を推進するための制度をしっかりと運用するとともに、必要な支援を行うこと。

## 56 福島県立医科大学医学部定員増の恒久化

【文部科学省、厚生労働省】

当県では、原子力災害等の影響により医療提供体制がより深刻な状況であるほか、厚生労働省が令和元年12月に示した医師偏在指標では全国ワースト5位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として厳しい状況が続いている。

医師需給分科会の第5次中間とりまとめにおいて「令和6年度以降の医学部定員については、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化とともに検討する必要があることから、第8次医療計画等に関する検討会等における議論の状況を踏まえ、検討する必要がある。」と示されているが、医学部臨時定員増が認められない場合、同大学医学部の定員は130名から85名となり、45名の減少となることから、福島県医師確保計画に掲げる確保すべき医師数の目標達成が困難になることは明らかである。

については、現在、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部の臨時定員増の恒久化措置を図ること。

## 57 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成 26 年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、これらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

こうした当県の特殊な地域事情を十分に考慮し、福祉・介護人材の確保を確実に実施するため、地域の実情に応じて柔軟に活用できるように制度の見直しを図るとともに、必要な財源を確保すること。

また、各事業の区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとすること。

さらに、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手できる状況であり、事業期間の十分な確保と効果的な実施のため、また市町村から早期の内示を要望されていることから、第 1 四半期中に事業着手が可能となるよう、交付手続きの迅速化を図ること。

## 58 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

【復興庁、厚生労働省】

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、令和 4 年 4 月 8 日に段階的に見直しを進めていくことが決定されたところであるが、対象となる住民の理解が得られるよう国においても丁寧かつ十分な周知を行うとともに、今後、見直しについて検討される大熊町、双葉町を始めとする帰還困難区域に居住していた住民の保険料等の減免や、市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向をしっかりと踏まえた対応を行うこと。

## 59 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止 【厚生労働省】

地方単独事業により医療費助成を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額措置について、子どもの医療費は、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成の減額調整措置を行わない（平成28年12月22日付厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）こととする見直しが行われたが、年齢など条件を付さず早急に減額措置を廃止すること。

併せて、減額措置制度そのものについても廃止すること。

## 60 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

国保改革に係る国費の追加財政支援（約3,400億円）は、令和5年度以降も都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため着実に実施すること。

## 61 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充 【厚生労働省】

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て支援の観点から、対象範囲及び軽減割合の拡充について更なる検討を行うこと。

## 62 重層的支援体制整備事業等に係る確実な財源措置

【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、市町村が実施する重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、令和5年度から1/4を県の負担割合とする考え方が示されているところであるが、多機関協働事業等の県負担導入時には、当該県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整するとともに、移行準備事業については、引き続き国の負担割合3/4を継続すること。



## 63 がん対策の充実

【厚生労働省】

がんは死因の第1位であり死亡率の低下が全国的な課題である。当県においてもがん罹患数は増加傾向にあり、平成30年は約15,600人の県民ががんと診断されていることから、がんの予防と患者のケアにより一層取り組んでいく必要がある。

がんの予防を推進する上では、受診率の向上、受診対象者の範囲拡大、HPVワクチンの積極的な接種勧奨の周知も含めたがんに関する知識の普及啓発、検診を実施する医療機関の体制整備やたばこ対策等の課題がある。

また、患者ががんと共生する上で治療と就労や社会参加の両立が課題である。そのためには治療に伴う外見の変化に対して患者のストレスを軽減する必要があるが、がん治療に係る費用に加え、ウィッグや人工乳房などの補整具を購入すると経済的な負担が大きくなる。

さらに、がん患者が住み慣れた生活の場で療養生活を送れるようにすることも課題であるが、20歳以上40歳未満の患者は介護保険制度の在宅支援を受けることができず、終末期の在宅療養が困難な状況にある。

については、国は以下の措置を講じること。

### (1) 職域のがん検診の制度化

がん検診受診率向上のため、職域におけるがん検診の実施主体を明確にするとともに、対象者数や受診率などの実態を地方自治体が把握できる体制を整備すること。

### (2) 子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率向上への支援

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」におけるクーポン券等配布事業の対象を拡大すること。

### (3) HPVワクチンの安全な接種体制の構築

HPVワクチンの積極的な接種勧奨について、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うとともに、副反応が生じた場合に備えた医療提供体制の構築のために必要な支援を強化すること。

#### (4) 都道府県のがん予防施策への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診の受診率低下が深刻な課題となっていることから、都道府県が地域の実情に応じたがん予防・がん検診受診促進施策を積極的に実施できるよう「都道府県健康対策推進事業」の柔軟な運用、財政的支援を拡充すること。

#### (5) たばこ対策の充実

受動喫煙防止対策の制度について国民へ十分な理解促進を図るとともに、制度運用に関する技術的助言に努めること。

また、喫煙者に対する禁煙推奨など幅広いたばこ対策が各都道府県において実施できるよう、国の「たばこ対策促進事業」や「受動喫煙対策促進事業」において、補助対象の拡大、補助率の拡充を図ること。

#### (6) アピアランスケアに対する助成制度の創設

がん患者が治療と就労や社会参加を両立できるよう、ウィッグ等の補整具購入費を助成する制度を創設すること。

#### (7) 20歳から40歳未満のがん患者等の療養生活に対する支援制度の創設

20歳から40歳未満のがん患者や、18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないがん患者について、患者や家族の経済的負担を軽減しながら住み慣れた地域社会で療養生活を送ることができるよう、当該世代に対する医療費助成や介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

### 64 がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し

【厚生労働省】

令和4年度に予定されている「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の改定について、がん診療連携拠点病院の指定要件を全国一律とせず、地域の実情や地域の連携体制に応じた指定要件に緩和すること。

## 65 少子化対策（結婚支援）の財政支援

【内閣府】

当県の未婚率や平均初婚年齢は、全国平均より低いものの依然として高い水準で推移しており、未婚化・晩婚化、ひいては少子化進行の大きな要因となっている。

国においては、未婚化・晩婚化対策を最重要課題と受け止め、県、市町村等が地域の実情に応じて意欲的に取り組む結婚支援について、十分な効果を上げられるよう、長期的かつ安定的な予算を確保すること。

特に、地域少子化対策重点推進交付金については、設置後3か年度を経過した結婚支援センターの運営費を対象とするなど、運用の弾力化を図ること。

また、市町村が実施する結婚新生活支援事業については、市町村が計画的に取り組めるように十分な予算を確保すること。

## 66 保育士の確保に向けた財政支援と処遇改善制度の簡素化

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

待機児童解消の取組を強化するため、「新子育て安心プラン」により保育の受皿を整備しているが、施設整備に伴い必要となる保育士の確保については、国の経済対策により収入の引上げが実施されているものの、公定価格の底上げを図るなど保育士の給与改善を更に進めるよう、国が責任を持って対処すること。

また、保育所等の処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、算定の誤りに繋がることが懸念されるため、制度の簡素化を図ること。

**67 保育所等の施設整備に関する制度の一元化と財源確保**  
**【内閣府、文部科学省、厚生労働省】**

厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があり、特に、双方に申請が必要な認定こども園については、災害復旧申請時など、同じ施設でありながら基準が異なり、当県及び市町村ともに事務執行に支障をきたしていることから、文部科学省分の補助率を厚生労働省と同一に引き上げるとともに、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。

また、こども家庭庁の創設により、施設整備・災害復旧事業は、原則こども家庭庁へ移管され、一元化される方向が示されたが、実際に県及び市町村の事務負担軽減に繋がるよう実効性ある一元化を行うとともに、十分な予算を確保すること。

**68 放課後児童クラブの運営と放課後児童支援員の処遇の充実**  
**【内閣府、文部科学省、厚生労働省】**

放課後児童クラブについては、国の交付金における補助基準額全体のかさ上げを行うこと。

また、放課後児童クラブの運営を担う放課後児童支援員については、処遇改善等加算の要件の緩和などにより、更なる処遇改善を進めること。

**69 母子の健康支援**  
**【環境省】**

当県では、いまだに放射線の健康影響に関する不安があるため、母子の放射線健康影響対策として取り組んでいる相談事業を継続して実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

## 70 避難地域等における幼児期の教育・保育環境の充実

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省】

原子力災害による避難地域における教育・保育施設については、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育の環境を整備することが求められていることから、引き続き、十分な予算を確保すること。

また、子育て世代の帰還を促すため、市町村が特色ある施設整備ができるよう基幹事業と一体となって効果を増大させる「効果促進事業等」の枠組みを引き続き継続すること。

## 71 ひとり親家庭への支援策の充実

【厚生労働省】

### (1) ひとり親家庭の医療費助成制度の創設

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、安心して医療機関を受診することができるよう、国においてひとり親家庭の医療費助成制度を創設すること。

### (2) 児童扶養手当の一部支給停止の廃止

支給開始から5年等満了後に手当額の1/2を支給停止とする「一部支給停止」の取扱いは、支給対象者の困窮化を招くことはもとより、支給停止及び支給停止の除外に係る事務が煩雑であり、受給資格者及び支給機関の双方の負担が大きいことから、廃止すること。

### (3) 就業支援の更なる充実

ひとり親家庭の自立のために、ひとり親が安心して資格・技能の取得に専念できるよう、高等職業訓練促進給付金事業等の就業支援を更に充実させること。

## 72 すべての子どもを対象とした医療費助成制度の創設

【厚生労働省】

安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国においてすべての子どもを対象にした医療費助成制度を創設すること。

## 73 認定こども園に関する災害復旧事業の補助対象・基準等の統一等

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

こども家庭庁の創設により、施設整備・災害復旧事業は、原則こども家庭庁へ移管され、一元化される方向が示されていることから、災害時の設置運営主体及び市町村の事務の負担を軽減し、認定こども園の迅速な復旧を図るため、所管省庁における災害復旧事業の補助対象・基準等について統一すること。

### (1) 災害時及び災害査定時の統一化等

災害時の報告先、報告様式を統一するとともに、災害査定時の災害復旧費補助金の補助対象箇所や補助率及び申請先を統一すること。

なお、補助率については、文部科学省の補助率を厚生労働省の補助率と一致するよう引き上げること。

### (2) 私立認定こども園の幼稚園部分の災害復旧事業費補助金の対象

私立学校施設災害復旧事業補助金の活用に当たり、激甚災害の指定が必要なことについて、指定の有無にかかわらず、被害の実情を踏まえて国庫補助の対象とする制度とすること。

## 74 水道の広域連携にかかる支援の拡充

【厚生労働省】

将来に渡って水道事業を持続するためには、水道事業の基盤を強化し、市町村の枠を超えた広域連携が有効であるが、広域連携の中核となる事業者は、資本費の抑制や企業債残高の削減に努めているため、採択要件により生活基盤施設耐震化等交付金の対象とならない場合がある。

地域の実態にあった統合・広域化や広域連携が円滑に進むよう、生活基盤施設耐震化等交付金の採択要件を緩和し、広域連携の中核となる事業者が補助制度を活用できるようにすること。

また、維持管理・職員育成の共同化や業務委託の一括発注など、事業統合・経営の一体化によらない広域連携に対する補助制度を創設すること。

## 75 水道情報活用システム導入費用にかかる支援期間の延長

【厚生労働省】

将来に渡り安定的に水道水を供給するため、人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化等の課題を解決し、水道事業基盤を強化する必要がある。水道情報活用システムを導入することで、遠隔監視・水道施設台帳の整備など、業務の効率化や管理の高度化が可能になるが、導入には多額の費用がかかり導入開始まで時間を要するため、令和5年度も「水道事業におけるI o T・新技術活用推進モデル事業」中の「水道情報活用システム導入支援事業」を活用できるよう、支援期間を延長するとともに、必要な支援制度の構築や十分な予算を確保すること。

## 76 公衆衛生獣医師確保のための補助制度の創設

【厚生労働省、環境省】

公衆衛生獣医師の業務は、食品・食肉の安全確保、狂犬病等の動物由来感染症のまん延防止、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発など多岐にわたっており、県民生活の安全・安心の確保や質の向上を図るため、公衆衛生獣医師の果たす役割や責任は非常に大きなものになっている。

そのため、公衆衛生業務を担う獣医師の安定的な確保は不可欠であるが、本県においては、東日本大震災以降、20名の獣医師が中途退職しているほか、今後数年間に相当数の獣医師が定年退職を迎えることから、獣医師不足の状況が改善されなければ、公衆衛生の維持・向上に影響が生じることが懸念される。

このような状況の中、農林水産省では「獣医師養成確保修学資金給付事業」を実施し、産業動物獣医師や家畜防疫員等の農林水産分野の公務員獣医師の確保対策を推進している。

公務員獣医師の確保が困難な状況にあるのは、公衆衛生分野でも同様であることから、公衆衛生獣医師の確保対策として、獣医学生に対し同様に修学資金を補助する制度を創設すること。



77 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

【復興庁、中小企業庁】

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金や商工会館等施設等災害復旧支援事業）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和5年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

78 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害で被害を受けた中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金の自己負担部分に利用できる当貸付金についても、補助金と連動した予算措置を行うこと。

79 東日本大震災復興緊急保証の継続

【中小企業庁】

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を令和5年度以降も継続して実施すること。

80 特定地域中小企業特別資金の継続

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を令和5年度以降も継続すること。

## 81 放射線量測定指導・助言事業の継続

【復興庁、経済産業省】

福島県内企業に対する風評被害は未だ収まっておらず、現在も企業から、工業製品の放射線量測定、指導及び助言の需要が依然としてあることから、国において実施している工業製品の放射線量の測定指導・助言事業について、関係機関等の意見を踏まえながら令和5年度以降も継続していくとともに十分な予算確保を行うこと。

## 82 知財戦略の推進

【特許庁】

知財の創造、保護及び活用によりイノベーションを力強く創出し、知財が新たな知財を生む好循環「知的創造サイクル」を確立するため、引き続き、令和3年8月に立ち上げたふくしま知財戦略協議会へ参画するとともに、知的財産に関する悩みや課題等に対応する相談窓口の設置や専門家の配置、セミナーの開催などの普及啓発等の取組を行うこと。

## 83 情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）への運営補助の継続

【厚生労働省】

情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）は本県の産業振興のみならず、地域のデジタル化を担う人材を育成し、本県の復興を推進していく上で今後も必要不可欠な施設であるため、安定かつ効果的な運営をおこなっていくためにも、令和5年度以降も令和4年度同様の財政補助を継続すること。

## 84 「技能者育成資金融資制度」の更なる改善

【厚生労働省】

本県産業人材を幅広く育成・確保するため、公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）の訓練生を対象に、大学等の学生と同等の給付型奨学金制度を創設すること。

また、「技能者育成資金融資制度」の更なる金利の引き下げや融資金額の増額、手続きの簡素化など改善を講じること。

## 85 技能検定受検手数料の若年減免制度の復活

【厚生労働省】

令和4年度に若年技能者の減免対象範囲が大幅に縮小されたことにより、受検者数も大幅に減少する恐れがあり、そのことが、本県の産業の基盤である若年技能者の育成に影響を及ぼす恐れがあるため、補助対象を縮小することなく、技能の振興の継承に対する施策の充実を図ること。

## 86 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

【外務省、観光庁】

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休しており、再開が見通せない状況が続いている。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

## 87 福島空港の防災拠点等への位置づけ

【内閣府、総務省、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

## 88 新型コロナウイルスの長期化に伴い深刻な状況にある県内観光業再生に向けた支援の継続

【内閣官房、復興庁、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

### (1) 宿泊事業者等への支援

地域経済や雇用を支える宿泊事業者等は、新型コロナウイルス感染症により多大な債務を抱え、長期に渡る返済が予定されるなど、今後も厳しい状況が続くことから、特措法に基づく要請による影響を勘案した宿泊事業者等への中長期的な支援策を講じること。

### (2) 国内観光需要喚起策の継続

今後も、オミクロン株に代わる新たな変異株の発生による一進一退の状況が続くことも見込まれることから、県民限定の宿泊割引等に対する支援制度「地域観光事業支援」や全国を対象とする観光需要喚起策「G・O・T・Oトラベル事業」について、引き続き必要な予算を確保し、観光産業の確実な回復を図ること。

### (3) インバウンド回復に向けた取組の実施

早期のインバウンド回復の実現に向け、訪日観光の機運を高めるプロモーション活動など各国に対する戦略的、効果的な情報発信を進めること。

## 89 新型コロナウイルスの影響を受ける国内航空会社等に対する 財政支援

【内閣府、国土交通省】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経営状況が急激に悪化している国内航空会社は、就航路線の運航計画見直し（運休・減便）を迫られるなど、苦境に立たされている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として空港使用料の減免措置を講じているが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、国内航空会社に対する更なる支援が必要であり、また、空港を管理運営する事業者の経営や県の財政を圧迫する事態となっている。

このため、国は、苦境に立つ国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や県が実施する事業者への支援に対する交付制度の継続、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助、地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助を行うなど必要な措置を講じること。

90 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化  
【復興庁、外務省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省】

(1) 福島県産農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力強化  
へ向けた支援の継続

根強く残る風評の払拭を図るため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための取組に必要な予算を継続して確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

(3) 輸入規制撤廃に向けた働き掛けの強化と関連予算の確保

諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働き掛けや、食の安全確保に関する正確な情報の発信、放射線に関する国民の理解の増進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

## 91 ALPS 処理水に係る風評対策等

【復興庁、外務省、農林水産省、水産庁、経済産業省】

ALPS 処理水の取扱いについては、政府によって、昨年 4 月 13 日に基本方針が決定、12 月 28 日には行動計画が策定され、「風評を生じさせないための仕組みづくり」と「風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり」について打ち出されたところである。

現在、これらに基づき情報発信等の取組が進められているところであるが、漁業者を始め、農林水産業関係者等多くの方々から、新たな風評の発生を強く懸念する声等が上がっている。

国においては、当県が置かれている厳しい状況をしっかり受け止め、処理水の処分により、これまで県民が積み重ねてきた努力の成果を後退させることのないよう、国が前面に立ち、福島県だけでなく日本全体の問題として、関係省庁が一体となって以下のとおり万全な対策を講じること。

### (1) 丁寧な説明と正確な情報発信等

国の行動計画やトリチウムに関する情報などについて、農林水産業関係者を始め、広く国内外に丁寧な説明や正確かつ分かりやすい情報発信を継続するとともに、関係者の声をしっかりと受け止め、十分な理解が得られるよう取り組むこと。

### (2) 万全な風評対策等

① 新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている水産業のみならず、農林業等に対する万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を講じること、実効あるものとする。

② 福島県産農林水産物等への影響の有無や実態について、国において調査を実施し必要な措置を機動的に講じること。

③ 対策を講じても風評被害が発生する場合は、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

## 92 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

- ・ 避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、令和5年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。
- ・ また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、避難地域で農産物の生産や加工等の核となる事業者の誘致に取り組むとともに、十分な財源を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

## 93 放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援の継続

【復興庁、農林水産省】

科学的裏付けに基づく安全な農林水産物の生産を継続するため、第2期復興・創生期間における放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援を継続するとともに、中長期的に予算を確保すること。

### 【必要な取組】

- ・ 特定復興再生拠点区域内の農地における放射性物質の挙動把握、安全な農産物を生産するためのカリ含量を適正水準に維持する技術の確立
- ・ 汚染されたコナラ林をキノコ原木用として利用するための吸収抑制技術の確立
- ・ 水産物の安全性を科学的に証明するための放射性物質濃度予測手法や除去技術の確立 等

## 94 農林水産分野の先端技術展開事業の継続

【復興庁、農林水産省、経済産業省】

避難地域等の農林水産業の本格的な復興・再開を進めていくため、福島イノベーション・コースト構想に基づいた技術の開発・実証の継続及び社会実装に必要となる十分な予算を確保すること。



## 95 農地中間管理関連事業の予算確保

【農林水産省】

- ・ 担い手への農地集積・集約化に必要な農地中間管理機構事業の十分な予算を確保すること。
- ・ 令和5年度で終了予定となっている経営転換協力金を含めて、機構集積協力金交付事業を継続するとともに十分な予算を確保すること。

## 96 人・農地プラン関連事業の予算確保

【農林水産省】

市町村が真に実効性のある人・農地プランとしての実質化とその実践に取り組めるよう、市町村の専任職員等の配置に係る十分な予算を確保すること。

## 97 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化対策事業の 予算確保

【復興庁、農林水産省】

- ・ 被災地域が帰還・営農再開の状況に応じて、安心して農地集積・集約化に取り組めるよう、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化対策事業の予算を継続的かつ十分に確保すること。
- ・ 機構本部が被災12市町村で行う農地集積・集約化に向けた活動経費については、原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業の補助対象とすること。

## 98 新規就農者育成総合対策等の予算確保

【農林水産省】

新規就農者育成総合対策は、経営開始資金等の就農者への資金助成のほか、令和4年度から経営発展支援事業等の新たなメニューが追加されるなど、新規就農者の確保・育成の根幹となる事業であることから、十分な予算を確保するとともに、長期的な支援のために事業を継続して行うこと。

## 99 鳥獣被害対策を強化するための予算確保等

【復興庁、農林水産省、環境省】

### (1) 鳥獣による放射性物質の拡散防止

高いレベルの放射性物質が検出されているイノシシやニホンジカが急速に生息域を拡大しており、放射性物質の拡散防止のため集落ぐるみの総合的な対策（生息環境管理、被害防除、捕獲）を継続して支援する必要があるため、財源を確保し中長期的に拡散防止を支援すること。

### (2) 鳥獣被害対策関連事業の予算拡充と早期交付

市町村から要望の多い鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和5年度の要望に対応できる予算を確保するとともに、令和5年度以降も財源を確保し中長期的に支援すること。  
また、農作物の栽培期間に適切な対策を計画的に実施できるよう、年度当初に全額交付すること。

## 100 鳥獣被害対策の人材確保・育成メニューの創設

【農林水産省】

### (1) 専門的知識を有する職員（市町村専門職員）の配置支援

市町村が専門職員を育成するため、実践研修等に係る人件費相当額を配置後の2年間を上限に補助する事業メニューの創設（実践研修：専門職員としての業務を通じた研修として行う）。

※ 補助率：1 / 2以内、上限100千円/月

### (2) 専門的知識を有する職員（市町村専門職員）の確保と育成

地域のニーズに合わせて、①人材の掘り起こし（学生等を対象とした現地体験交流等の実施）、②採用前一定期間の事前研修、③市町村とのマッチングに一体的に取り組める事業メニューの創設。

※ 鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業）の拡充により事業メニューの創設を願いたい。

（追加・拡充内容）全国単位での事業展開に加え、事業主体に県・市町村も含め、地域単位での取組ができるようにする。

## 101 モモせん孔細菌病対策の強化

【農林水産省】

- ・ モモせん孔細菌病に効果の高い薬剤について、一刻も早く生産現場で利用できるよう関係省庁と連携し登録までの期間を通常より大幅に短縮すること。
- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等における多発要因の解析に基づく総合防除体系を確立すること。
- ・ 同機構等における本病の抵抗性品種の早期育成と普及を図ること。

## 102 農業系汚染廃棄物処理に向けた支援

【環境省】

農業系汚染廃棄物の処理及び一時保管場所の原状回復等を確実かつ早急に行うための事業を創設すること。

## 103 肥料価格高騰に向けた支援

【農林水産省】

- ・ 原料の多くを輸入に頼っている肥料について、必要量の確保と肥料価格の安定に向けた対策を引き続き講じること。
- ・ 特に放射性セシウムの吸収抑制対策に必要なカリ肥料について、不足することがないように、安定的な供給体制を確保すること。

## 104 農業経営の復旧・復興のための金融支援

【復興庁、農林水産省】

### (1) 特例措置の継続

財特法特例、最長 18 年間の無利子化措置や無担保・無保証人での融資措置について継続すること。

## (2) 特例措置の対象者の拡大

原子力被災 12 市町村においては、農業を再生させることが重要であることから、地域外から参入する農業者についても支援対象者とする。

## (3) 震災復興特別交付税の継続

当県独自の農業制度資金に係る融資機関への利子補給及び農業信用基金協会への補助等の費用について、農業者の償還が終了するまで震災復興特別交付税を充当すること。

## 105 6次産業化推進に向けた予算の確保

【農林水産省】

農林水産業の復興を果たし、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図るためには、農林水産資源を基盤とした6次産業化を力強く推進することが重要である。

このため、6次産業化に取り組む人材の育成、助言活動等を行う6次化サポートセンターの設置・運営、事業者による新商品開発や施設整備等への支援に係る交付金について、継続して十分な予算を確保すること。

## 106 米の計画的な生産に向けた支援

【農林水産省】

### (1) 米価安定のための需給改善策の実施

コロナ禍により米の需給環境が大幅に悪化している状況を踏まえ、新たな加工品開発や中・外食需要の喚起などの消費拡大策を展開するなど、米価の安定に向けた取組を進めること。

### (2) 水田活用の直接支払交付金等の財源確保

主食用米から非主食用米等への転換を強力に進めるため、水田活用の直接支払交付金や産地交付金等の助成水準が維持できるように、十分な財源を確保すること。

### (3) 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直し

見直しに当たっては国において7月に集約する、全国から寄せられた課題や意見を十分反映した対応とするとともに、以下を踏まえ、現場の実情に応じた内容となるよう検討すること。

- ① 原子力災害被災地域は、営農再開までの間は交付対象水田の見直し対象としないなどの特例措置を講じること。
- ② ほ場整備実施中の地区は、事業実施期間中は交付対象水田から除外しないこと。
- ③ 中山間地域等の条件不利地域においては、5年以上水張りが行われないほ場であっても交付対象水田から除外しないこと。
- ④ 5年以内に再び水稻を作付することが一般的ではない作物による作付転換を行っているほ場は、交付対象水田から除外しないこと。

## 107 産地生産基盤パワーアップ事業の予算確保

【農林水産省】

- ・ 当県農業の力強い発展のためには、産地において基幹的な機能を担う集出荷施設や乾燥調製施設の機能向上、大規模な園芸用栽培施設の整備、省力化のための農業機械等の導入など本事業の活用が不可欠であることから、全ての要望地区で事業が実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- ・ 令和3年度に採択されたトマトの大規模園芸施設は、2か年で計画的に整備を行う必要があり、確実に事業が実施できるようにすること。

## 108 肉用牛肥育経営安定交付金制度の運用改善

【農林水産省】

肉用牛肥育経営安定交付金制度については、従来の都道府県毎の算定方式を認めるなど、地域の実態に合わせた制度運用とすること。

## 109 酪農業における生産基盤の復興支援

【復興庁、農林水産省】

### (1) 中核酪農家を対象とした初妊牛導入による増頭支援

当県は震災前と比較した生乳生産量が約7割と低下が顕著であり、早急に生乳生産基盤を回復させる必要があるため、令和5年度以降も中核酪農家に対する増頭支援を継続すること。

### (2) 新たな担い手の確保と育成に係る支援

酪農担い手の確保・育成に向け、下記の取組を行う生産者団体等の支援策を創設すること。

- ・ 新規就農に関する意向調査や広報活動等
- ・ 原子力災害により遅れをとった酪農家の技術的成長に向けた研修の開催やモデル農場の取組

### (3) 乳牛改良基盤の再構築支援

原子力災害により途絶えた改良基盤の再構築に向け、高能力牛への転換推進の支援策を創設すること。

## 110 肉用牛生産基盤強化対策

【復興庁、農林水産省】

### (1) 繁殖雌牛生産基盤の強化

- ・ 繁殖雌牛の能力向上と生産基盤の回復のため、ゲノミック評価を活用した遺伝的に優良な繁殖雌牛の増頭に対する支援を強化すること。
- ・ 繁殖雌牛増頭に伴う分娩房や子牛哺育用施設の改修を支援すること。

### (2) 肉用牛一貫経営移行の強化

- ・ 生産基盤の回復の更なる加速化に有効な肉用牛一貫経営転換を推進するため、肥育農家の優良な繁殖雌牛導入に対する支援を強化すること。
- ・ 繁殖雌牛導入に伴う肉用牛一貫経営施設の改修を支援すること。

## 111 豚熱及びアフリカ豚熱の感染拡大防止に向けた支援

【農林水産省】

### (1) 豚熱ワクチンの適切な接種時期等の検証

子豚が豚熱の感染を防御できる免疫を十分に獲得できるよう、より適切なワクチン接種時期や接種方法の検討を早急に行い、方針を示すこと。

### (2) 野生イノシシの豚熱対策の充実

野生イノシシの豚熱感染拡大を防止するため、より効果的な豚熱経口ワクチン散布方法の検討を行い方針を示すとともに、経口ワクチン散布に係る十分な予算を確保すること。

### (3) アフリカ豚熱の水際対策等の充実

旅客や郵便等による海外からのアフリカ豚熱ウイルス侵入防止のため、福島空港をはじめとした地方の空海港にも検疫探知犬及び家畜防疫官を配備するなど、水際検疫のより一層の強化を行うとともに、アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

## 112 配合飼料価格安定制度の効率的な運用

【農林水産省】

### (1) 配合飼料価格安定制度の財源確保

配合飼料価格が高騰した際に補填される配合飼料価格安定制度の基金が枯渇しないよう必要な予算を十分確保し、基金を積み増すこと。

### (2) 配合飼料価格安定制度の機能強化

配合飼料価格安定制度については、輸入原料価格の高騰が継続した場合、補填金が交付されなくなることから、基準輸入原料価格を施設園芸等燃油価格高騰対策等と同様に直近7年の輸入原料価格のうち最高年と最低年を除いた5年の平均とするなど、制度を見直すこと。

## 113 栽培漁業の再構築に向けた支援

【復興庁、水産庁】

### (1) 種苗放流支援事業の継続

当県漁業は、沿岸漁業の水揚量が震災前の約2割に留まるなど、復興の途上であることから、漁業者等の負担による栽培漁業（ヒラメ・アワビ等）、遊漁事業（アユ）の体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による中長期的な支援を継続すること。

### (2) サケ資源減少に対応する増殖事業等への支援

#### ① ふ化放流事業の継続

ふ化放流事業の実施に必要な卵数を確保するため、広域での融通制度の構築や、回帰尾数が回復するまでの間、ふ化放流事業に取り組む団体等の更なる支援の強化を国主導で行うこと。

#### ② 回帰尾数の回復

関係道県と連携のもと、海洋環境の変化に適応したふ化放流技術の開発や稚魚の初期減耗要因の究明等、調査研究の充実・強化を図るとともに、サケ増殖事業の将来像を提示すること。

## 114 水産業復旧・再開関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

水産業の復旧・再開のために必要な以下の事業について予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。

- ・ 漁場復旧対策支援事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業
- ・ 水産関係資金無利子化事業



## 115 農業・農村再生に必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難地域 12 市町村におけるほ場整備やため池の放射性物質対策など、本県の農業・農村再生に不可欠な復興事業について、第 2 期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要となる予算を確保すること。

- ・ 農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備
- ・ 先端技術等の導入に対応する基盤整備
- ・ 広範囲の農地を少数農家で管理していく施設整備
- ・ 農業水利施設等の補修・維持管理体制の構築
- ・ ため池等の放射性物質対策 等

## 116 農業・農村再生に必要な人員の確保

【復興庁、農林水産省】

農業・農村の早期の復興・再生を着実に進めていくため、県が市町村と一体となって実施している農地等の基盤整備の更なる推進が急務となっていることから、引き続き、全国知事会などと連携を図り、人員確保に対する支援を継続すること。

## 117 農業農村整備に係る予算の確保

【農林水産省】

担い手への農地集積や園芸産地の育成・拡大等による高収益作物の高品質化、生産拡大等の農業生産性の向上と農村地域の安全・安心の確保のために不可欠な農業農村整備事業に係る予算を十分に確保するとともに、地方財政措置の更なる拡充を行うこと。

## 118 地籍調査事業に係る予算の確保

【国土交通省】

- ・ 地籍調査については、頻発する豪雨災害等への備えとともに、公共事業の計画的な実施に必要な不可欠であるため、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われる前の早期実施に向けて、必要な予算を十分に確保すること。
- ・ また、地方公共団体の地方負担額について、円滑な財源確保ができるよう、地方債制度の創設など地方財政措置の更なる拡充を行うこと。

## 119 日本型直接支払交付金の予算確保

【農林水産省】

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、活動組織が多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用できるよう、予算を十分に確保すること。また、県・市町村が効果的に取組を推進できるよう、推進に係る予算を十分に確保するとともに、更なる事務の簡素化を図ること。

## 120 日本型直接支払交付金（中山間地域等直接支払交付金）制度の拡充

【農林水産省】

- ・ 現行制度では、組織を広域化した場合に各種加算措置が減額となることから、広域化推進の支障となっているため、上限額を引き上げるなど制度を拡充すること。
- ・ 加算措置については、取組毎に必要な活動は異なるものであり、複数を実施した場合でも効率化が図られるものではないことから、複数実施の場合に単価を減額する制度を廃止すること。

## 121 避難指示・解除区域における農業水利施設の保全管理制度の創設

【復興庁、農林水産省】

- ・ 第二期復興・創生期間終了後の避難指示・解除区域の営農再開の進展に伴う農業用水の安定供給を図るため、大柿ダム、焼築頭首工、幹線・支線用水路等の管理を担う土地改良区を支援する新たな保全管理制度を創設すること。
- ・ 営農再開後の農地や施設等の効率的な保全管理に資する事業制度を創設すること。

## 122 森林・林業再生のための予算の確保

【復興庁、林野庁、環境省】

### (1) 「総合的な取組」の促進

「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、県民の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けて、市町村の要望に沿った対策が着実に進められるよう取り組むこと。

### (2) 森林環境モニタリングの予算確保

森林における放射性物質対策を推進するため、森林における放射性物質の影響や経時的変化について調査や実証を行う「森林環境モニタリング調査事業」について、中長期的な予算を確保すること。

### (3) ふくしま森林再生事業等に係る予算の確保

間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」及び「森林環境保全直接支援事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生する上で必要不可欠の事業であることから、当該事業の実施に必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

#### (4) 里山再生事業の着実な実施

里山再生事業について、関係市町村の意向を踏まえた実効性のある対策を実施するとともに、今後の要望を踏まえた中長期的な予算を確保すること。

#### 123 しいたけ原木の供給再開に向けた広葉樹林再生の支援 【復興庁、林野庁】

次世代のきのこ原木林となる広葉樹林を再生させるため、ほだ木等原木林再生のための予算の確保を図ること。

#### 124 路網整備に係る予算の確保 【復興庁、林野庁】

- ・ 森林・林業の再生に向け、森林整備の効率化や輸送能力の強化に不可欠な林業専用道を整備するため、十分な予算を確保するとともに、県や市町村負担分の震災復興特別交付税措置の継続を図ること。
- ・ また、林業専用道等の路網整備計画立案に必要な航空レーザ計測についても、予算の確保及び交付税措置の継続を図ること。

## 125 バーク処理に向けた支援

【復興庁、林野庁、経済産業省、環境省】

### (1) 放射性物質の影響を受けたバークの処理や利用再開に向けた支援の継続

木材加工業者へのバークの処理経費の一時貸付に関する支援及び有効利用に向けた検証費用等についての支援を継続すること。

### (2) 新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの処理に関する支援

新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの産業廃棄物処理経費等については、東京電力は賠償対象外としていることから、東京電力に対して、当該バークの処理が木材加工業者等の負担とならない仕組みを早急に構築するよう強く働きかけること。

また、賠償が困難なバークの処理経費については、東京電力が対応するまでの間、木材加工業者等のバークの産業廃棄物処理経費等を支援する新たな事業を創設すること。

### (3) バークの利活用の推進に関する支援

バークが原発事故前のおり燃料等として円滑に活用されるよう、バークの利用を図る施設の整備や運営への支援を積極的に行うこと。

## 126 きのこ原木の安定供給に向けた調査への支援

【復興庁、林野庁】

県内の広葉樹林において、各地域の汚染状況を調査し、きのこ原木が生産可能な林分の分布や供給可能量を推定する調査を継続して支援すること。

## 127 きのこ原木の安定確保及び栽培きのこにおける生産資材の継続支援

【復興庁、林野庁】

栽培きのこの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達に係る補助事業について、今後見込まれる原木露地栽培の再開も見据えた予算を確保しながら継続すること。

## 128 野生きのこ等の出荷制限の解除

【厚生労働省、林野庁】

- ・ 令和3年3月8日の自由民主党東日本大震災復興加速化本部による「食品等の出荷制限の合理的なあり方に関する提言」において非破壊検査の早期実用化が盛り込まれ、同月末、マツタケについて非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合に出荷ができるよう制度改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるように、技術的な検証を進めること。
- ・ 非破壊検査機器による検査体制、出荷管理体制を構築するため、機器の整備を進めるとともに検査体制を維持する経費についての予算を確保すること。
- ・ 食品用非破壊検査機器による検査結果を出荷制限解除に向けたデータとして活用できるよう検討すること。

## 129 海岸防災林造成事業に係る予算の確保と維持管理への支援

【復興庁、林野庁】

### (1) 海岸防災林の整備

事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

### (2) 維持管理への支援

成林するまでに要する保育管理のための十分な予算を確保するとともに、パトロールや維持管理等に対し財政的支援を行うこと。

## 130 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、水産庁、経済産業省】

### 1 当県水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策の実施

水産業に関わる事業者、特に若い担い手が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりに必要な対策について、国が前面に立ち、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

- ① 漁業・養殖業復興支援事業（水産業体質強化総合対策事業基金）
- ② 福島県次世代漁業人材確保支援事業
- ③ 福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
- ④ 水産業復興販売加速化支援事業
- ⑤ A L P S 処理水の海洋放出に伴う需要減対策
- ⑥ 福島県農林水産業復興創生事業

### 2 当県水産業再生に向け更なる強化が必要な取組

#### (1) 新規就業者への支援制度の強化

新規参入・就業した漁業者は、沿岸漁業の水揚げ拡大の遅れや賠償対象にならず、十分な収入確保が困難なため、担い手が定着できるよう、漁業技術習得のための漁業現場研修費用を増額するなど、支援を強化すること。

#### (2) 消費地への定期輸送便の確保支援

今後、増産される当県産水産物を円滑に売り抜くために、既存販売先の維持はもとより、新たな販売先の開拓のため、当県産水産物を県外大規模消費地市場へ定期輸送するための経費を支援すること。

### (3) 地域振興・観光の要となる内水面漁業・養殖業への支援

内水面漁業・養殖業は、当県の地域資源の要であるが、震災後は遊漁料収入や観光客数の減少など大きな影響を受けていることから、その価値を活用した地域振興・観光資源としての取組を総合的に支援すること。

### 3 国が前面に立った当県水産業再生の取組体制の整備

- (1) 行動計画が真に実効性のあるものとなるよう、国の職員等が常駐する現地事務所の設置や人的派遣等、国自ら推進するための体制を整備すること。
- (2) 上記の他、広く現場の声を丁寧に聴き、意見をしっかりと汲み取り、支援内容の見直しや行動計画の中で足りない追加対策などに速やかに反映させるとともに、必要な財源を中長期的な視野に立ちしっかりと確保すること。

### 131 仮置場の原状回復と特定復興再生拠点区域等の農地除染

【復興庁、農林水産省、環境省】

- ・ 除染仮置場として使用されていた農地については、計画的かつ速やかに原状回復し、返地を行うこと。
- ・ 農地の返地後、営農再開に支障を来す事案が生じた場合は、適切な追加的措置を講じること。
- ・ 特定復興再生拠点区域の農地除染については、農地としての利用を考慮して除染を行うとともに、返地後の農地において不具合が発生した場合、国の責任により解消に必要な措置を講じること。また、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の農地については、市町村等の意向を十分に汲み取り、国が最後まで責任を持って農地除染に取り組むこと。



## Ⅶ 県土整備

### 132 東日本大震災の復旧・復興事業における財源の確保 【復興庁、総務省、国土交通省】

#### (1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

#### (2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和5年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

#### (3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

### 133 基幹的インフラ整備、県民の安全・安心確保のための事業に対する財源確保

【内閣官房、総務省、水産庁、国土交通省】

#### (1) 直轄事業における財源の確保

安全・安心の確保や持続可能な地域社会の形成のためには、基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

#### (2) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

#### (3) 県民の安全・安心確保のための事業の継続的予算の確保

県民の生命や暮らしを守るために実施している、人家、公共インフラ・ライフライン施設等の保全を目的とした土砂災害対策、治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐことを目的とした河川改修について、事業の早期完了を図るため、防災・安全交付金等において今後も継続的な予算確保を図ること。

また、近年頻発する水災害・土砂災害から生命と財産を安定的かつ継続的に守るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に必要な予算の確保を図るとともに、県民の安全・安心を確保する取組について、地方負担を軽減するための措置を講じること。

加えて、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた長寿命化対策に要する財源を確保すること。

#### (4) 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常降雪や労務単価の高騰及び諸経费率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、財源確保が喫緊の課題となっていることから、引き続き必要となる除雪費について、財政支援を図ること。

#### 134 帰還困難区域等の再生・復興

##### 【復興庁、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、計画期間内の確実な避難指示解除に向けて取り組むこと。

特定復興再生拠点区域外であっても、帰還居住等のために実施する復興事業において、高線量のため再利用等ができない土砂の発生により、事業実施の妨げとなることのないよう、事前に除染をするなど、国が責任を持って必要な措置を講じること。

また、河川、海岸災害復旧事業についても、国土保全のために不可欠な事業であることを踏まえ、同様に対応すること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援すること。

## 135 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【復興庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

### (1) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進への取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、イノベ地域の関係者が連携した来訪者の増加や交流拡大、県内外から移住・定住を促進する取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス強化道路の整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うこと。

### (2) 福島ロボットテストフィールドを活用したインフラ関連施策の推進

i-construction やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においてもロボットを活用した新技術の開発や技術支援を継続するとともに、研修会や講習会等については、福島ロボットテストフィールドを積極的かつ継続的に利用すること。

## 136 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、令和7年度の完成に向け全面的な財政支援を講じること。

## 137 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

### (1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通り・会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ途上であり、事業着手後間もない箇所が存在するなど、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

### (2) 第2期復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域 12 市町村内の道路の整備については、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降における必要な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講じること。

### (3) 常磐自動車道（仮）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図れるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

#### (4) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野 I C～ならば S I C間(L=5.6km)」、「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間(L=1.9km)」及び「相馬 I C～新地 I C間(L=6.0km)」の早期完成や残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

### 138 長期避難者に対する支援の継続

【復興庁、総務省、国土交通省】

#### (1) 災害（復興）公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

#### (2) 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料免除に対して、令和5年度以降も震災復興特別交付税の措置を継続すること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免について、令和5年度以降も国庫補助を行うこと。

## 139 早期の災害復旧に向けた対応

【総務省、水産庁、国土交通省】

### (1) 災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保

査定設計書を作成するために必要となる調査、測量及び設計に関する委託費が大きな負担となっているため、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金がすべての事業で対象となるよう制度の拡充を図ること。

また、円滑な災害復旧事業の執行を図るために発注者支援業務委託等を実施する必要があることから、工事雑費算定率の嵩上げや業務委託費等に充当できる新たな委託費補助制度を設けることや、特別交付税の配分など必要な財源を十分に確保すること。

### (2) 災害関連事業の制度拡充

災害関連事業について、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川において堤防が決壊するなどの甚大な被害が生じた場合に、災害復旧事業費に対する改良費について、予算の上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、制度拡充を図ること。

### (3) 災害関連緊急砂防事業等の充実

災害関連緊急砂防事業等を当該年度に迅速に実施するためには、年度途中で財源を確保する必要がありその捻出に苦慮していることから、災害関連緊急砂防事業等に係る国費率の嵩上げや地方負担に係る全額交付税措置など、万全の財源措置を講じること。

また、当該事業は、原則として年度内完成の見込みのあるものとしているため、年度途中で災害が発生した場合、適正な工期の確保が困難なことから、大規模土砂災害に対し複数年施工できるよう制度の拡充を図ること。

#### (4) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準の緩和

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準として、激甚災害に指定されていることが前提条件となっていることから、激甚災害に限らず適用できるように採択要件の緩和を図ること。

また、近年、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、人工斜面（宅地擁壁等）における豪雨に伴うがけ崩れについても、特例措置の対象となるよう運用の拡大を図ること。

#### (5) 国道 399 号「伊達橋」及び主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の早期復旧

国による災害復旧の権限代行制度で進めている国道 399 号「伊達橋」の復旧を迅速かつ強力に進めること。

また、国による直轄診断を実施している主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の復旧を修繕の権限代行制度により、迅速かつ強力に進めること。

#### (6) 国道 252 号「あいよし橋」等の早期復旧に向けた支援

雪崩で流出した国道 252 号「あいよし橋」等の復旧に必要な技術的助言など、早期復旧に向けた支援を講じること。

#### (7) 港湾・漁港施設の早期復旧に向けた支援

相馬港を始め甚大な被害を受けた港湾・漁港施設について、災害復旧事業の早期完了に向け、軽微な変更の拡大、災害関係諸手続の迅速化及び簡素化を図ること。

野積場や用地など負担法対象外の施設について、復旧に係る補助事業等の創設を図ること。

また、漁港災害復旧について、剰余金使用の条件緩和を行うこと。



## 140 国と県との連携による「流域治水」の推進

【総務省、国土交通省】

### (1) 流域治水の取り組みを推進するための財政支援

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害等に対し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

### (2) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの早期推進

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた阿武隈川について、激甚化・頻発化する豪雨災害から県民の生命・財産を守るため、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの早期推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備に当たっては、早期着工に向け、地域の合意形成を図ること。

### (3) 福島県緊急水災害対策プロジェクトへの支援

令和元年東日本台風による災害の対応として、河川改修促進等のハード対策や、危機管理型水位計の設置拡大等のソフト対策などの県の取り組みをまとめた『福島県水災害対策プロジェクト』を実施することとしており、このプロジェクトに集中的に取り組むため、防災・安全交付金や補助事業等の財源を十分に確保すること。

### (4) 特定都市河川指定に向けた技術的支援

令和3年11月に改正施行された「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、県管理河川の特定都市河川指定に向けた流域水害対策計画の策定など、流域治水の推進への取組に対して引き続き技術的な支援を行うこと。

**(5) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査にかかる費用に対する国費率の嵩上げ及び起債の適用**

「土砂災害防止対策基本指針」が変更され、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所抽出に努めるものとされ、基礎調査対象箇所の増大が見込まれることから、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査については、今後も十分な予算を確保すること。

基礎調査に係る予算については起債適用の対象外であるため、基礎調査に係る予算の確保が困難となっていることから、地方負担を軽減するために、国費率の嵩上げや起債充当を認めること。

**(6) 市街地における浸水対策の推進**

気候変動に伴い局地的集中豪雨等の増加により発生する内水氾濫に対して、「流域治水プロジェクト」に位置づけられた雨水幹線や排水ポンプ施設の整備、本川、支川及び内水を考慮した「複合的なハザードマップ」作成など、引き続きハード・ソフト両面から浸水対策に取り組むため、必要な財源を十分に確保すること。

## 141 国土強靱化の推進に向けた支援

【内閣官房、総務省、農林水産省、水産庁、国土交通省】

### (1) 福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業への重点的な支援

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や昨年2月、今年3月の福島県沖地震など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う激甚化・頻発化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

### (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による支援

予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を確保するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」完了後においても、引き続き国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保すること。

### (3) 防災・減災対策等の事業推進

突発的な災害対応で臨機に活用が図られるよう、「防災・減災対策等事業推進費」の更なる事業拡大に向けて取り組むこと。

### (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（仮称）の施行に伴う支援

令和5年度の法施行に伴い、基礎調査や規制区域の指定など、新たに発生する事務について、円滑かつ計画的に実施することで早期に県民の安全を確保できるよう、各種基準等を速やかに示すとともに、補助事業の拡充や起債充当の制度など、地方負担を軽減するための措置を講じること。

## **(5) 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置の拡充**

東日本大震災により津波対策として整備した水門・陸閘については、施設操作者の安全確保を図るため、自動化、遠隔操作化する必要がある、その施設管理の費用が増大していることから、今後増加する修繕費、更新費に対する国庫補助率の嵩上げを行うとともに、維持管理費用の財源確保に向けて海岸保全施設延長を地方交付税の算定項目へ追加するなど、財政上の支援措置を講じること。

## **(6) 地方整備局等の体制の充実・強化**

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への応援職員の派遣や必要な技術的助言、財政面での支援などを強化するため、地方整備局の体制充実・強化や災害対応に必要となる資機材の確保に努めること。

## **142 下水道事業の推進による水災害の防止と水環境の改善に向けた支援**

**【国土交通省】**

### **(1) 下水道の整備に関する財政支援の継続**

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による水環境の改善に向けて、下水道の整備率向上に向けた財政支援を継続すること。

### **(2) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実**

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

### **(3) 下水道施設の耐水化リスク対応に関する財政支援の継続**

災害時においても下水道機能を確保するため、下水道施設の耐水化の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

## 143 活力ある県土基盤構築に向けた道路ネットワークの整備に対する支援

【国土交通省】

### (1) 会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫北道路、会津縦貫南道路の早期整備・早期完成を図るとともに、国道 118 号の一部区間及び国道 121 号を直轄指定区間とすること。

### (2) 中通り軸の整備

① 国道 4 号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）の早期完成、国道 4 号矢吹町以南の早期全線 4 車線化

中通り軸として、国道 4 号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）の早期完成を図るとともに、国道 4 号矢吹町以南の早期の全線 4 車線化を図ること。

② 国道 13 号西道路の早期完成、国道 4 号福島北道路の早期事業化

国道 13 号について、福島西道路Ⅱ期工区の早期完成を図ること。あわせて、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道 4 号福島北道路の早期事業化を図ること。

### (3) 横断道軸の整備（磐越自動車道の 4 車線化及び国道 49 号の早期整備）

磐越自動車道の 4 車線化優先整備区間「会津若松 I C～安田 I C 間」のうち事業中である「会津坂下 I C～西会津 I C 間（L=8.8km）」、「西会津 I C～津川 I C 間の一部区間（L=8.8km）」及び「三川 I C～安田 I C 間（L=8.3km）」の早期完成や、残る区間についての早期事業化を図るとともに、「安田 I C～新潟中央 J C T 間」についても、4 車線化優先整備区間に選定すること。

また、国道 49 号（北好間改良、会津防災事業）の早期整備を図ること。

#### (4) 南部軸の整備（国道 289 号（八十里越）国直轄権限代行事業の早期整備）

国道 289 号で唯一交通不能区間の八十里越について、引き続き早期完成に向け国直轄権限代行事業の整備を図ること。

#### (5) 重要物流道路の整備・機能強化

重要物流道路及びその代替・補完路については、令和 3 年 7 月に策定された東北地方新広域道路交通計画を踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日に追加指定されたところであり、平時・災害時を問わない安定的な人流・物流の確保に向けた指定道路の整備・機能強化について、重点的な支援を行うこと。

### 144 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【国土交通省】

#### (1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港について、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の早期完成が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

#### (2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の財源を確保するとともに、沖防波堤の予防保全事業（防波堤嵩上げ）を促進すること。

#### (3) 外航クルーズ船の受け入れに向けた財政支援

外航クルーズ船の誘致は、一度に大勢の観光客が広域的に観光することによる地域活性化、東日本大震災からの復興状況の発信による風評被害の払拭を図るうえで重要であることから、クルーズ船寄港に必要な港湾施設整備への財源確保に努めること。

## 145 福島空港への支援

【内閣府、総務省、外務省、国土交通省、観光庁】

### (1) 空港整備事業の財政確保

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に活用できる基準を満たし、防災拠点としての役目を果たせる空港の整備に向けて、滑走路端安全区域（RESA）整備事業や滑走路舗装改良事業など、安定した財源確保に努めること。

### (2) 新型コロナウイルスの影響を受ける国内航空会社等に対する財政支援

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経営状況が急激に悪化している国内航空会社は、就航路線の運航計画見直し（運休・減便）を迫られるなど、苦境に立たされている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として空港使用料の減免措置を講じているが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、国内航空会社に対する更なる支援が必要であり、また、空港を管理運営する事業者の経営や県の財政を圧迫する事態となっている。

このため、国は、苦境に立つ国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や県が実施する事業者への支援に対する交付制度の継続、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助、地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助を行うなど必要な措置を講じること。

### (3) 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休しており、再開が見通せない状況が続いている。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

### (4) 福島空港の防災拠点等への位置づけ

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

## 146 「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の 財源確保

【国土交通省】

街路は都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有するが、事業費の減少が著しく、計画的な整備に支障をきたしていることから、街なかのにぎわいと安全を支える街路整備事業について十分な財源を確保すること。



## 147 健康長寿や子ども・子育て環境に配慮したインフラ整備への支援

【国土交通省】

### (1) 都市公園の利活用促進に向けた事業への支援

子育てしやすい都市づくりを推進するため、都市公園の利活用促進に向けた整備等に対する支援を充実すること。

### (2) 通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援

令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、関係機関と連携し実施した通学路における合同点検の結果を踏まえた交通安全対策について、計画的かつ集中的に実施するため、個別補助制度による必要な予算の支援を講じること。また、子育てしやすい都市づくりを推進するため、歩道等の安全確保に向けた事業への支援を充実すること。

### (3) 自転車の利活用推進に向けた事業への支援

当県の健康長寿及び観光の推進に向けて、福島県自転車活用推進計画による自転車の利用環境整備への支援を充実すること。

## 148 カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組の推進

【経済産業省、国土交通省】

国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図り、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルポート」を形成するため、次世代エネルギー輸入拠点港湾としての具体的な方向性を早期に示すとともに、県が行う港湾計画の改訂や民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

149 当県の復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援  
【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業における施工確保

福島県の復興はいまだ途上であり、入札不調や施工確保への対策が必要であることから、復興係数・復興歩掛については、引き続き継続すること。

(2) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業、令和元年東日本台風関連防災・減災対策事業及び昨年2月、今年3月福島県沖を震源とする地震からの復旧事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援について継続すること。

150 市町村の復旧・復興を推進するための取組への支援  
【総務省、財務省、国土交通省】

(1) 災害査定実施時期の延長や査定簡素化等の措置の継続

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所（町）があるため、今後も査定の簡素化等の措置を継続すること。

(2) 土木・建築技術者の人材育成と人員確保に向けた取組への支援

土木・建築技術者の人員不足に対応するため、土木建築分野におけるイメージアップを推進するとともに、人材育成に向けた講習会や研修会の開催等により支援を行うこと（市町村の職員を含む）。

(3) 下水道の整備に関する財政支援の継続

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による水環境の改善に向けて、下水道の整備率向上に向けた財政支援を継続すること。

#### (4) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

#### (5) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業、令和元年東日本台風関連防災・減災対策事業及び昨年2月、今年3月福島県沖を震源とする地震からの復旧事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援について継続すること。

### 151 デジタル化を推進するための取組への支援

【中小企業庁、国土交通省】

#### (1) 建設生産プロセスのデジタル変革に必要な財政支援

建設産業の働き方改革の更なる推進に向け、建設生産プロセスの各段階にデジタル技術の活用が必要となるため、受注者における機器類等の環境整備に係る支援策について、既存補助金制度の継続と申請要件の緩和を図ること。

#### (2) 地方におけるインフラ分野のDX推進に係る技術支援

インフラ分野のDX推進に向けて、県・市町村職員や建設企業双方の理解醸成・実践力を習得するための人材育成講習会の開催や、ICT活用工事の未経験企業に対してノウハウの提供や技術的支援を行う専門家の派遣等について、財政支援を図ること。

### 152 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

- ・耐震化等強靱化事業に係る工業用水道事業費補助金について、施設整備に係る補助対象範囲を拡充するとともに、それに見合う十分な予算を確保すること。
- ・東日本大震災や令和元年東日本台風など頻発する地震や台風などの大規模な自然災害に備え、工業用水道施設の整備に係る補助金の嵩上げ及び重点配分を行うこと。

153 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から 11 年以上が経過した今もなお、大熊町・双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

さらに、特定復興再生拠点区域の避難指示解除等により、今後通学区の広域化等も想定される。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域 12 市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域 12 市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、引き続き予算を確保すること。
- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ 令和 6 年度に双葉地区での学校再開を予定している県立富岡支援学校について、現在、いわき市で教育活動を続けているサテライト校への支援を継続するとともに、双葉地区への帰還のため、原子力発電所事故により新築せざるを得ない学校整備及び旧校舎の解体等の環境整備に当たっては、旧校舎の産業廃棄物処理費、新校舎への移転に伴う備品整備及び搬入等に関する費用を始め、被災地域の実情に応じて必要な支援を行うこと。

## (2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

## (3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

## (4) 教育相談及び進路指導体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生活指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

また、これからの福島に生きる子どもたちは、浜通り地域だけでなく、中通り、会津地域も含め、県内全域で復興を支えていく必要があることから、被災地の就職に精通した進路アドバイザーが、県内で学ぶ高校生に対して福島で生活基盤を築くための支援を行うとともに、県外に避難している高校生に対して福島で生活を再建するための支援を行うことができるよう、引き続き予算を確保すること。

## (5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

## 154 福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成 【復興庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。第2期復興・創生期間においても継続する息の長い取組であり、構想を担う人材の育成は極めて重要な取組である。

### (1) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、本構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育などを推進するための予算を確保すること。

さらに、来年4月の設立に向けて検討が進められている福島国際研究教育機構については、地元の小中学校・高校等と連携して連続的な人材育成を行うこと。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した浜通り地域等における教育研究活動について、引き続き、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村、企業等との連携や今後の特定復興再生拠点区域の避難指示解除等に伴う新たな活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

## (2) 小高産業技術高等学校への継続的支援

小高産業技術高等学校の、地域復興と福島イノベーション・コースト構想に寄与する人材の育成に向けた教育活動の充実を継続的に支援すること。

学校及び産業界、地方公共団体が一体となった最先端の職業人材育成システムを構築するため、高度な知識・技術等を身に付けた企業技術者の学校への配置や産業界等の施設・設備を共同利用しながら実験・実習を実践することができるよう、必要な教員の加配や予算の確保等、支援を継続すること。

## 155 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

### (1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究的・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

### (2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント能力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

### (3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の 継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

#### (4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

#### (5) 原子力発電所事故に伴う風評払拭・風化防止に関する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

### 156 東日本大震災及び原子力発電所事故の教訓の継承

【復興庁、文部科学省】

東日本大震災及び原子力発電所事故の記憶を風化させることなく次の時代に伝えて教訓とするとともに、国内外の風評払拭を自ら行う力を養うため、高校生が語り部活動を国内外で実施するための経費や小中学生の裾野拡大のために必要となる経費を支援すること。

### 157 個別支援教育の推進

【文部科学省】

小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、標準法を改正し、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数改善を行うこと。

また、特別な支援を要する児童生徒に加え、DVやネグレクト、ヤングケアラー、性自認の悩み等、多様な背景を持ち自らの力だけでは解決できない課題を抱える児童生徒が増える傾向にある。これらの児童生徒一人一人の援助ニーズを把握し、医療や福祉、労働などの関係機関と連携した早期からの対応や個に寄り添ったきめ細かな支援を切れ目なく行うため、高校におけるコーディネーターや非常勤講師等を配置するための経費を支援すること。



## 158 子どもたちの健やかな成長を支える取組

【復興庁、文部科学省】

### (1) 学校給食の放射性物質検査の継続

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安がいまだ払拭されていないため、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、財源措置を継続すること。

### (2) 部活動指導員を活用するための予算の確保

教員の多忙化を解消し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、「部活動指導員」に関する十分な予算を確保すること。

### (3) 地域における部活動の運営を推進するための予算の確保

令和5年度から開始する休日の部活動の段階的な地域移行については、指導者の確保や費用負担の在り方等について国として明確な方針を示すとともに、継続的に予算を確保すること。

## 159 被災した文化財と復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援 【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

### (1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査の支援の継続・拡充

復興事業に伴う埋蔵文化財保護のための調査について、十分な財源を継続して確保すること。

また、福島再生加速化交付金による調査可能対象を当該交付金を活用する事業だけではなく、帰還・再生事業と位置付けられる事業に幅広く対応可能とすること。

さらに、復興事業増加に比例し増加する埋蔵文化財調査に対応可能な専門職員について、全国的な自治体間派遣を斡旋する等の支援を継続して行うこと。

### (2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災及び原子力発電所事故により搬出された博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管を継続することが必要である。

特に、大熊町・双葉町については、文化財の管理保管に係る整備等を行う状況に至っていないため、町への返還が可能となるまで、継続的な予算措置を講じること。

### (3) 埋蔵文化財調査出土品の収蔵施設整備に必要な予算の確保

東日本大震災以降の埋蔵文化財発掘調査増加に伴って急増している遺跡からの出土品について、適切な保存と活用を図るための収蔵施設整備を実施する予算を確保すること。